

平成30年第四回八丈町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成30年12月10日（月曜日）午前9時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第74号 平成30年度八丈町水道事業会計補正予算
- 第 3 議案第75号 平成30年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算
- 第 4 議案第76号 平成30年度八丈町病院事業会計補正予算
- 第 5 議案第77号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 6 議案第78号 八丈町児童福祉施設条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第79号 八丈町牧野施設設置条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第80号 中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約の変更
- 第 9 議案第81号 新たに生じた土地の確認について
- 第10 認定第 4号 平成29年度八丈町一般会計決算認定について
- 第11 認定第 5号 平成29年度八丈町介護保険特別会計決算認定について
- 第12 認定第 6号 平成29年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第13 認定第 7号 平成29年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定について
- 第14 認定第 8号 平成29年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計決算認定について
- 第15 報告第 3号 平成29年度八丈町一般会計継続費精算報告について
- 第16 報告第 4号 平成30年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成29年度分）について
- 第17 発議第 2号 都立八丈高校全日制の学級減と教員削減の中止を求める意見書
- 第18 承認第15号 議員の派遣承認について（フリージアまつり表敬訪問）
- 第19 議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

出席議員（13名）

1番	宮崎陽子君	2番	浅沼隆章君
3番	山下則子君	4番	山本忠志君

5番	沖山恵子君	6番	菊池良君
7番	小川一君	8番	山下巧君
9番	岩崎由美君	10番	奥山幸子君
11番	廣江才君	12番	小澤一美君
13番	浅沼憲春君		

欠席議員（1名）

14番	奥山博文君
-----	-------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	公営企業 管理者	關村三男君
教育長	佐藤誠君	消防長	瀬筒穰君
総務課長	山越整君	企画財政 課長	佐々木眞理君
主幹 (企画 財政課)	佐藤真一君	税務課長	福田高峰君
住民課長	奥山拓君	福祉健康 課長	奥山勉君
主幹 (福祉 健康課)	田村久美君	建設課長	和田一宏君
主幹 (建設課)	瀬筒国治君	課長補佐 (建設課)	八洲進君
産業観光 課長	沖山昇君	主幹 (産業 観光 教育課)	笹本博仁君
企業課長	菊池正勝君	病務 院長	菊池良君
教育課長	高橋太志君	会計課長	高野秀男君
代 監 査 委 員	浅沼拓仁君	企 業 財 政 課 長	山下進君
企 業 財 政 課 長	沖山晃君	企 業 財 政 課 長	吉川元人君
総 務 課 長	大川和彦君	総 務 課 長	沖山美智君
住 民 課 長	大澤恒仁君	住 民 課 長	小野高志君

住民課 浄化槽長 係	関村優子君	住民課 医療年金長 係	土方七重君
福健康祉 健全高係 係	柳田拓也君	福健康祉 健康が係 係	浅沼晃子君
福健康祉 健康係 係	浅沼洋介君	福健康祉 厚生係 係	菊池直貴君
建設課 管財係 係	浅沼晶君	産業課 觀光係 係	金川智亜樹君
産業課 觀光係 係	大澤知史君	産業課 觀光係 係	松代純君
教育課 庶務係 係	菊池泰君	教育課 生涯学習 係	菅原宏幸君
教育課 給食一 主査	佐々木まなみ君	病務院 事務管理 係	菊池裕介君

事務局職員出席者

事務局長	浅沼房徳君	書記	菊池拓君
書記	菊池理香君	書記 (録音)	小栗光太郎君

◎開議の宣告

○副議長（浅沼憲春君） おはようございます。

議長が本日都合により欠席いたしますので、議長にかわりまして議長の職務を行います。
どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、平成30年第四回八丈町議会定例会 2 日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、
議事公開の原則に基づき傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○副議長（浅沼憲春君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（浅沼憲春君） 日程第1、会議録署名議員に、5番、6番議員を指名いたします。

◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、日程第2、議案第74号 平成30年度八丈町水道事業会計補
正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） おはようございます。

書類番号3をお願いいたします。

水-1ページをお願いします。

議案第74号 平成30年度八丈町水道事業会計補正予算。

総則。

第1条、平成30年度八丈町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（「文言省略」の声あり）

○企業課長（菊池正勝君） はい。

次のページになります。

平成30年12月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

水-10ページをお願いいたします。10ページでございます。

平成30年度八丈町水道事業会計補正予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出でございます。

まずは収入でございます。一番上の行、款、項、目、節、既決予定額、補正予定額、計、説明とございますけれども、説明では、款と項、補正予定額のほうで説明させていただきます。

1款水道事業収益4,699万3,000円の増、2項営業外収益4,690万2,000円の増。こちらにつきましては、退職給付引当金の戻し入れ益、固定資産の見直しによります長期前受金戻し入れの増となっております。

3項特別利益9万1,000円の増。こちらにつきましては、過年度の損益修正益でございます。25年度分の消費税の還付金でございます。

続きまして、支出。

1款水道事業費用4,404万7,000円の増、1項営業費用4,429万9,000円の増。こちらにつきましては、施設の修繕費の組み替え、及び次のページになりますけれども、水-11ページになります。3目配水及び給水費の漏水修繕費の増。そのほか、異動、給与改定によります人件費の補正。水-13ページのほうになりますけれども、固定資産の見直しによります減価償却費、資産減耗費の増が主なものでございます。

次のページをお願いします。

2項営業外費用25万2,000円の減、2目消費税25万2,000円の減。こちらにつきましては、消費税納付額の減となっております。

続きまして、資本的収入及び支出。支出のみでございます。

1款資本的支出269万1,000円の減、1項建設改良費269万1,000円の減でございます。こちらにつきましては、委託料、工事請負費につきましては、契約差金等確定したものの不用額の減額でございます。備用品費につきましては、工事請負費等補助対象額が減額になったことに伴います組み替えによる減額でございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○副議長（浅沼憲春君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

4番。

○4番（山本忠志君） ページ数は特にないんですけども、水道事業全般にかかわることで、現在国のほうの水道事業の改正が行われていて、民間委託のような流れが、今、国の動きとして行われているんですけども、名前何とといったか、コンセッション方式とか何かいうんですね。ちょっと水道の安全管理ですとか、安定供給ですとか、心配しているところなんですけれども、我が町の状況としてはいかがなものなのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○副議長（浅沼憲春君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 今のご質問でございますけれども、先週成立いたしました水道法の改正のことだと思います。

その中で、報道等でも大きく報道されておりますのが、要は水道が、水道事業を民間委託できるものというところでございます。水道事業につきましては、今までもできないことはなかったんですけども、今回改正になったのは、町が水道の事業者の認可を持ったまま、民間の方が事業をできるということですね。以前、改正前につきましては、民間の方がやるには町が認可を取り消さなければいけなかったということがございます。

それで、報道のとおりで、民営化に進むだろうというふうに言われておりますけれども、八丈町の実際のところ、単純にはいかない。全国的にも民営化できるということになってはおりますけれども、この事業者をどう選定するかというところが一番難しいかと思えます。今まで、海外では例はあるかもしれませんが、水道事業をやっている民間事業者は、ほとんどない状況でございますので、それを選ぶほうが何を基準にして選ぶかと。そういうところ、そういう目を持っているのかというところが一番重要なものがございまして、民営化になってよくなる部分もあるかもしれませんが、それをどうやって選ぶかというのは、今後の課題だというふうに考えております。

○副議長（浅沼憲春君） 4番。

○4番（山本忠志君） ありがとうございます。

そうすると、我が町においては、国の定めがそういうふうに改正されたからといって、直ちに民営化の方向ということは考えにくいというふうに理解してよろしいわけですか。

○副議長（浅沼憲春君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 私どもだけじゃなくて、日本全国同じような状況ではないかというふうには考えております。

民営化する気持ちはないのかというようなことでしたら、それについてはその辺民営化によってよくなる部分もあるかもしれませんので、その辺は手を挙げる事業者がいた場合、その辺をよく見きわめることが重要だと思いますので、単純に全てを排除するというような考えは今のところないとは思いますが。

○副議長（浅沼憲春君） よろしいですか。ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございますか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、日程第2、議案第74号 平成30年度八丈町水道事業会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、日程第3、議案第75号 平成30年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） ただいまの水道事業会計補正予算の次のほうになります。

運一1ページをお願いいたします。

議案第75号 平成30年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算。

総則。

第1条、平成30年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（「文言省略」の声あり）

○企業課長（菊池正勝君） はい。

平成30年12月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

運一 8 ページのほうをお願いします。8 ページでございます。

平成30年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

まずは収入でございます。

1 款自動車運送事業収益600万2,000円の増、2 項営業外収益277万8,000円の増。こちらにつきましては、退職給付引当金の戻し入れ益でございます。

3 項特別利益322万4,000円の増。こちらにつきましては、過年度分の長期前受金戻し入れでございます。

続きまして、支出でございます。

1 款自動車運送事業費用813万5,000円の増、1 項営業費用813万5,000円の増。こちらにつきましては、水道事業と同じように、職員の異動や給与改定による人件費の補正、また、超過勤務の補正、次のページになりますけれども、臨時運転手・ガイドの賃金、軽油代等の増額でございます。

説明のほうは以上になります。よろしくお願ひいたします。

○副議長（浅沼憲春君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

5 番。

○5 番（沖山恵子君） 8 ページですね。臨時、時間外勤務手当が400万と結構大きくふえているということで、退職の方もいらっしゃるんですかね。前の7 ページのところを見ますと、職員数の異動の状況で退職の方1人で、増減も正職が減って、臨時さんがふえるのかなみたいに、こう読むんですけれども、これだけ400万も時間外手当が出るということは、運転手さんフル回転で動いているのかなど。貸し切りバスも好調だということですが、その辺ちゃんと休みをとれているのか、今後の見通し、ずっとこのままで人が少ない状況でいくのか、今後どなたか正職員さんを採用する見込みがあるのか、その辺のところを教えてください。

○副議長（浅沼憲春君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） ただいまのご質問でございますけれども、退職のほうにつきましては3月31日、今年度末に退職する職員が1名ということでございます。

この超勤につきましては、やはり貸し切りが好調なことによります超過勤務手当の増額ということでございます。この状況でございますけれども、昨年よりは少し余裕ができたんで

ございますけれども、まだまだ乗務員につきましてはかなり負担がかかっている状況でございます。

それで、8月の全員協議会、9月の補正予算で認めてもらいまして、運転手とバスガイド1名を増員することを承諾いただいたところでございますけれども、バスガイドにつきましては10月15日に1名増員しております。さらに、運転手につきましても来月、一応1人採用予定でございます。よろしく申し上げます。

○副議長（浅沼憲春君） 5番、よろしいですか。

5番。

○5番（沖山恵子君） その来月に採用する方のお給料とかは、込み込みで今回給料減額というところでよろしいんですか。

○副議長（浅沼憲春君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 増員につきましては、9月の補正で増員分の給料手当は補正しておりますので、含まれております。

○副議長（浅沼憲春君） ほかに。

9番。

○9番（岩崎由美君） この間、ハロウィンのときにハロウィンバスが走ったり、かわいらしい制服もできて、バスガイドさんですね。なかなかバスのほうも頑張っているなという気がしています。

金曜日の議会で、資料館の問題、人数について聞いて、やはりバスが立ち寄らないということで、相当利用者が減っているということですが、やっぱり資料館に行けない、バスが着かない大きな理由について教えてください。

○副議長（浅沼憲春君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） それにつきましては、一番はとめ置けないというところが一番の大きい要因でございます。

○副議長（浅沼憲春君） 9番。

○9番（岩崎由美君） とめられないということですね。

あと、スタッフの人に聞いたんですけども、人数は1台全部満席で入ると、対応ができないからという理由もあるというふうに聞いているんですけども、それはいかがですか。

○副議長（浅沼憲春君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 対応ができないというところでございますけれども、今のところ

資料館自体のキャパシティの問題もあるかもしれませんが、やはり私どもの貸し切りのバスにつきましては、一番は安全に目的地まで皆さんをお連れするというところでございますので、なかなかほかのところにとめて、そこまで案内しろという話もございましたけれども、それがちょっと難しいということで、今のところ立ち寄りをしていないというところでございますので、よろしく申し上げます。

○副議長（浅沼憲春君） 9番。

○9番（岩崎由美君） やはり、八丈の歴史とか知りたい人も結構いると思うんですね、お客様の中に。それで、全て一律にお断りしている状況かと思うんですけれども、やはり資料館を観光客に見せられないというのは、バスに乗ってね、もう少し何か工夫ができるんじゃないかなと思うんですけれども、添乗員さんが来て、旧役場のところにとまって、そこに案内したという話も聞いていますし、先般和歌山のほうから来たときには、絶対行けないということで、相当みんな困ったということを、資料館の委員会で聞きました。

やっぱり観光と教育と、それから企業課の中で、何らかの対応はできないかというような相談というのは、今までありましたか。

○副議長（浅沼憲春君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 3者での相談といいますか、そちらのほうは具体的には特にはございません。

現在、現状を見て、こちらのほうはお客様をお連れするのはかなり難しいというところがございます。

添乗員だけというところがございますけれども、現在のところはそういうことはやっていないんですけれども、添乗員だけとなったといたしましても、私どもの運送引受書には、歴史民俗資料館と行き先を書いた以上は、そちらに安全にお連れするということが発生してまいりますので、それでこちらのほうは、歴史民俗資料館が行き先というふうになっていた場合につきましては、現在立ち寄りができないというふうにご案内させていただいているところでございます。

○副議長（浅沼憲春君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 運行管理上難しいところがあると思うんですけれども、できるとも言えない、できないというのもなかなか難しいところだと思うんですけれども、ぜひ工夫をして、可能性としてできるかどうか検討していただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（浅沼憲春君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 資料館につきましては、資料館が休館になった時点で、私どもの立ち寄り先としては、雨でも関係なく立ち寄りができるというところで大変いい場所だというふうに思って、こちらのほうも行きたいことは行きたいんですがございますけれども、先ほども何度も申し上げている、現在の状況だとしたらかなり厳しいのではないかと、というか厳しい状況でございます。

○副議長（浅沼憲春君） 10番。

○10番（奥山幸子君） 今話を聞いていて、とても残念なんですけれども、危険だから、安全に届けなくちゃいけないというのはわかりますけれども、旧役場から資料館って本当に近いんですよね。安全にということであれば、ガイドさんと添乗員と、お二人ついてご案内するという形も可能だと思うんですよ。それ一つ、やっぱり検討していただきたいということ、もう一つ、人数の問題なんですけれども、30人も40人も展示ホールに入れないということもあるんですけれども、今、美術館で、東京の美術館で、物すごい人気のシリーズだと、歩くのが大変なぐらいで見たりするんですよね。

あそこ、資料館は、ガイドがすごく充実しているので、ガイドがしっかりしているというか、内容が充実していると、混んでいるというか、40人入ったとしても、満足いく案内ができると思うんですよ。ふるさと村がなく、展示ホールに移転している状況の中で、できる限り観光客の皆さんに満足していただくというか、もてなすという気持ちがあれば、できないことじゃないと思うんですけれどもね。添乗員とお二人とか、そういう形でもできないですかね。

○副議長（浅沼憲春君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 先ほどから申し上げますように、こちらとしても資料館に寄りたくないということでは決してございません。そういうことだけのご理解いただきたいということで、こちらもそういうことでございますので、何とか行けないかというところ、こちらのバスのほうでも話はしていますけれども、これは難しいだろうというような結論に至っているということで、ご理解をお願いしたいということでございます。

○副議長（浅沼憲春君） よろしいですか。

11番。

○11番（廣江 才君） 今話を聞いていると、まずやらないというところから始まっているような感じなんだよね。

この間の中学生の議会でもそうだけれども、まず前提が今の自分らのやっていること、そ

れ以上のことはやりませんというのが基本なんだよ。それができる人が能力あると見られているんだよ。違うんだよ。何で今、こんだけ2人で言ってきているのに、やってやれない、絶対やれないの。

楽しようと思うのよ。だから町民が言っているでしょう。町は楽しようとばかり考えているって。そこんところをもうちょっとね。こういう9番、10番議員が、こういうことをお願いしたいと言っているのに、それをできませんと言って断るとするのは努力が足りないんだよ。もうちょっとそういうのを考えて、検討して、もう一回やってみて、だめでもやってみて、それでこうこうこういう結果だから、次の議会でこういうことでちょっと無理ですと、そういう答えが何でできないの。そういうのはもうちょっと詳しく検討してみてくださいよ。お願いします。

○副議長（浅沼憲春君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） いただいた意見は意見として承りますけれども、ご発言になりました、楽しようと思っているということだけは勘違いしないでいただきたいと思います。楽しようと思ったら、昨年のような貸し切りの売り上げといたしますか、そういうことはできないということがございます。現場の職員は、決して楽をしようと思っているわけではないということをご理解いただきたいと思います。

○副議長（浅沼憲春君） 11番。

○11番（廣江 才君） 私は、現場の職員がと言っているんじゃないんですよ。私は現場の職員一生懸命やっているのは知っていますよ。あなたたちがだめだと言っているの。上にいる人がきちっとした、下は一生懸命やっていますよ。どの部署も。指令するあなたたちが真剣に考えないからですよ。そのことを言っているんですよ。楽しようなんて、職員みんな頑張っていますよ。ちょっと勘違いしないでください。

○副議長（浅沼憲春君） 公営企業管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） ただいまの件につきましては、もう一度どんな方法があるかを、内部でもう一度検討はさせていただきます。ただ、バス事業につきましては、二、三年前からですか、事故等の関係がありまして、安全・安心の形をとにかくとれという国の指導もございまして、それらを踏まえてできる方法を考えてみたいと思いますので、しばらくお待ちください。

○副議長（浅沼憲春君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 今の考える中に、お金は多分かかると思うんですけども、例えば三

橋さんが昔営業していましたけれども、そのときバスとか入っていたと思うんですね。そこにとめるとか、民間のところを、例えば土地を借りてでもやるということも含めて考えたらどうかと思います。

役場のところにとめますと、どうしても信号を渡るとかがありますので、安全ということ考えると二の足を踏むかもしれませんけれども、信号を渡らずに、同じ道路を少し歩いて行けば済むということでしたらば、どちらかという安全なほうかなと思うので、多少お金はかかっても、そういうことをして資料館にバスをとめるという方向にさせていただきたいなと思います。1案としてご検討をお願いします。

○副議長（浅沼憲春君） 回答を求めますか。

（「求めない」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） ないようでしたら質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、日程第3、議案第75号 平成30年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、日程第4、議案第76号 平成30年度八丈町病院事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） ただいまの一般旅客自動車運送事業会計の次になります。

病-1ページをお願いします。

議案第76号 平成30年度八丈町病院事業会計補正予算。

総則。

第1条、平成30年度八丈町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（「第5条の必要なところだけ言って、文言省略」の声あり）

○企業課長（菊池正勝君） はい。

次のページになります。

継続費。

第5条、予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を、次のとおり補正する。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名は病院改修事業でございます。補正前総額3,085万7,000円、年割額30年度1,534万2,000円、31年度1,551万5,000円を、補正後総額を9,188万3,000円、年割額30年度を3,725万6,000円、31年度を5,462万7,000円とするものでございます。こちらの増額につきましては、基礎部の構造体の大幅拡張、防火シャッター等の建具の追加等によるものでございます。

続きまして、債務負担行為。

第6条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項につきましては、医師の派遣手数料でございます。期間は平成30年度から31年度まで、限度額は245万円でございます。こちらにつきましては、医師の紹介の派遣の手数料でございます。本年度から契約して、来年度にまたがる契約をしたいということで、債務負担行為を設定させていただくものでございます。

以上、平成30年12月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

病-12ページをお願いいたします。

平成30年度八丈町病院事業会計補正予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

収入でございます。

1款病院事業収益2,675万9,000円の増、2項医業外収益2,675万9,000円の増。こちらにつきましても、退職給付引当金の戻し入れ益でございます。

支出のほうでございます。

1款病院事業費用776万6,000円の増、1項医業費用776万6,000円の増でございます。こちらにつきましては、職員の異動や給与改定によります人件費の補正、次のページになりますけれども、3目経費の一番下のところになりますけれども、使用料や単価の増によります灯油等の燃料費、及び次のページになりますけれども、電気料の増、また、看護師・医師の紹

介手数料の増となっております。

続きまして、資本的収入及び支出。

支出のみの補正でございます。

1 款資本的支出2,191万4,000円の増、1 項建設改良費2,191万4,000円の増でございます。

こちらにつきましては、継続費で説明いたしました病院改修工事の増額でございます。及び委託料につきましては、契約の差金の減額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○副議長（浅沼憲春君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

6 番。

○6 番（菊池 良君） 8月から、9月からでしたか、小児科かずっと休診になったりとか、その後お話を聞きますと、臨時のお医者さんのほうで対応しているようなこともちょっとお聞きしたんですが、その辺の今後の見込みとといいますか、現状と見込みというのをわかる範囲で結構です。話せる範囲で結構ですので、ちょっとお話しただければなと思います。

○副議長（浅沼憲春君） 事務長。

○病院事務長（菊池 良君） 11月5日に、私どもの小児科医師が体調を崩されまして、現在、島外の病院に入院加療中でございます。

その間は臨時小児科医師を確保して、派遣していただいて、臨時診療で対応するというところでございますけれども、医療スタッフ全般なんですけど、特に小児科医師は不足しております。非常に東京都の保健福祉局ですとか、私どもがおつき合いのある大学病院ですとか、あとは公立病院とお願いしてあるんですけれども、現在は、1 週間に相手方の勤務先の小児科部門を調整していただいて、1 週間1 人ずつ派遣していただいている状況でございますが、今後の見込みとしましては、まだ医学的な小児科医師の診断がはっきり出ておりません。ということで、しばらくはこの臨時医師を確保しながら、お願いしながら、臨時診療で対応していかざるを得ない状況でございます。

○副議長（浅沼憲春君） 6 番。

○6 番（菊池 良君） 何とか今臨時診療で対応しているということなんですけど、何か聞きますと、別の医師の方もちょっと体調が不良で通院しているという話もちらっと聞こえてきたんで、その辺のお医者さんの、もちろん健康診断とかそういった管理はしているかと思うんですけど、そういう話が二、三聞こえてきますと、ちょっと勤務体系とか、その辺にも

無理が来ているのか、あるいは医者の不養生なんてよく聞きますけれども、そういう話になっちゃって、八丈の場合ほかにすぐ病院に行くということができません。要するに町立病院、基幹病院でも、あそこしかほとんどないような、今、状態ですから、その辺は町の事務局として、お医者さんの健康管理とか、その辺というのは普通の職員と同様やっつけらっしゃるのか、きちんと。勤務時間とかその辺は大丈夫なのか、その辺ちょっとお聞きしたいんですけども。

○副議長（浅沼憲春君） 事務長。

○病院事務長（菊池 良君） 勤務時間ですとか、超過勤務に関しましては、産業医、別に町立病院の医師じゃなくて産業医というのが町におりまして、毎月その時間等を見ておりまして、特に医師のほうには、まだ働き過ぎですとか、そういうことにひっかかっているお医者さんはいらっしゃらないんですけども、これで小児科医師が1人、今、減という状況でございますので、今後につきましては、医師のほうに負担がかかってくると思いますので、これは町長、管理者と相談して、医療スタッフの体制の見直しを図らなければならないのかなと考えております。

○副議長（浅沼憲春君） 6番。

○6番（菊池 良君） ぜひ、業務が滞らないような形、その辺をお願いして、しっかりと運営していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○副議長（浅沼憲春君） ほかにございますか。

10番。

○10番（奥山幸子君） これ直接、今の話でもないんですけども、看護師不足が続いていますよね。で、八丈高校で看護師を目指す生徒をふやすような、そういう取り組みをしていただきたいなと思っているので、町のほうから、これ教育課になっちゃうんですけども、八高と連携して、看護師養成プロジェクトみたいな感じでやっていただいたらいいかなと思うんですけども、この辺ちょっと、これ要望でいいですけども、お願いします。

○副議長（浅沼憲春君） ほかにございますか。

4番。

○4番（山本忠志君） 病-12ページになりますけれども、今の幸子議員の話とも関連するんですが、今のこの人手不足の現状の中で、給料のページの欄外のところに職員給料として、職員の内訳の数字が書いてあるんですけども、昨年の医療スタッフの数と比べてみると、6名プラスされているんですね。医療技師が2人ふえています。労務職も2人ふえて、事務

職も2人、看護師は同じ数なんですけれども。いろいろと人手不足のさなかで、医療スタッフをふやすというのは結構なご努力があったかと思うんですけれども、どのような努力をされているのか、お伺いいたします。

○副議長（浅沼憲春君） 事務長。

○病院事務長（菊池 良君） 実際のところは、採用してもやめている方もいらっしゃいますので、昨年と比べてそんなに増減はないところではございますけれども、まずは医療スタッフ派遣業者にも依頼しまして、派遣の看護師さんも入れてもらっております。それから、臨時で島外から来ていただいている看護師さんもいらっしゃいますし、そのほかに関しまして、今年度から東京都の補助事業を使いまして、医療スタッフ確保事業というのがあるんですけれども、それで10人ほど、医療スタッフ、看護師さん10名になってしまったんですけれども、町立八丈病院を見学していただいて、説明、いらしていただいて説明する、その往復の飛行機と宿泊費を補助して、来ていただいて病院を見ていただくという事業を行っております、今のところ9名がいらしておりますが、まだ採用のほうまでは至っておりません。

○副議長（浅沼憲春君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、日程第4、議案第76号 平成30年度八丈町病院事業会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、日程第5、議案第77号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（山越 整君） それでは、書類番号の4番をお願いいたします。4番でございます。

議案第77号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成30年12月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方公務員法第14条、これは情勢適応の原則と呼ばれているものです。及び第59条、こちらは総務省の協力及び技術的助言と呼ばれているものの規定により、人事院による公務員給与の調査等や勧告を参考とし、八丈町の一般職員の給与を改正するとともに、国の特別職の給与等の改正状況を踏まえ、八丈町特別職の給与等を改正する必要があるので、本案を提出します。

ということで、ページをおめくりください。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例ということで、こちらいろいろと条文がございます。今回のこの条例の改正は職員の給与に関する条例のほか、議員さんの議員報酬及び期末手当とかの条例、町長の条例、教育委員会教育長の条例、それから公営企業管理者の条例とか、幾つかの条例を共通の項目で条例の改正をするという形をとっております。

今回、この条例の改正の中のポイントは2つあります。

まず、お給料の関係の条例の改正ということで、こちら、人事院勧告ということで、国の国家公務員のお給料の改正が国会を通ったわけなんですけれども、そちらに合わせまして、まずは我々職員、町の職員のお給料表を平らに直して、0.2%の水準を引き上げということをやっております。お給料表は、職級に合わせてつくられておりますので、若年層、これは主事とか主任とかになりますけれども、そういった層を手厚く配分をするということで、金額的には400円から1,000円の範囲でのお給料のアップというふうになります。ですから、主事とか主任クラスは大体1,000円前後のアップなんですけれども、上のほうの職級になると大体400円というような形のお給料のアップになります。これが0.2%ということで、平らに直して0.2%ということです。

それから、あと職員の期末勤勉手当のところ、0.05カ月分のアップというのがございます。それからあと、期末勤勉手当というのは、6月と12月の2回に支給されるんですけども、来年度、平成31年度からこの配分を均等にしますよというのが中に入っています。ですから、今まで6月が少し少な目で12月が多目という、そういう配分になってはいますが、来年度からは均等に期末勤勉手当が支給されるという、そういった条例の改正の内容になってい

ます。

それから、同じく皆さんと議員さんと、それから特別職に関しましては、期末の手当が同じく0.05カ月分の増額というふうになります。同じように、この支給に関しては、来年度以降6月と12月が均等に振り分けられますよという、そういった形の改正ということになります。

それから続きまして、大きなポイントの2点目は、旅費の関係の条例改正というのが中に入っています。

例えば、我々職員でいきますと、職層別に旅費の中の宿泊費というところであったりとか、少し単価が変わっていました。それを我々職層別の宿泊費であろうと、それから町長、それから特別職、それから議員の皆さん含めて、宿泊費の単価は全て統一という形で改正をさせていただきたいと思っております。

なおかつ国とか東京都というのは、宿泊に関しては地域別に甲と乙の地方というのを定めていますので、宿泊するところが甲であれば1万1,000円、乙であれば1万円とかというふうに、その宿泊をする場所で、単価が1,000円差がつくという、そういった作り方になっております。ということで、大きなポイントの2点目は、どの職層であっても旅費の宿泊費というのは、乙と甲という地方に分かれるということと、甲地方でいくと1万1,000円、乙でいくと1万円という形での統一を図らせていただくというような、そういった条例改正がこちらの中身になっております。

以上、よろしく願いいたします。

○副議長（浅沼憲春君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、日程第5、議案第77号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、日程第6、議案第78号 八丈町児童福祉施設条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課主幹。

○福祉健康課主幹（田村久美君） 議案第78号 八丈町児童福祉施設条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成30年12月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。児童福祉法に基づく施設の名称を変更する必要があるので、本案を提出します。

次のページをごらんください。

また、お手元にあります補足資料A4縦のものもごらんになりながら、説明を聞いてください。

ご存じのとおり、全国的な保育士不足も八丈町の保育士の数に影響しております。また、来年度園長が1名足りなくなるということもありまして、むつみ保育園を分園にして、小規模の、1、2歳児の未満児クラスを対象とする小規模の保育園にいたします。また、むつみ第二保育園を本園という扱いにいたします。

資料のほうをごらんください。

初日にお配りしましたA4の縦の補足資料になります。よろしいでしょうか。

資料の一番下にあります国基準の保育士の担任数をまずごらんいただきますと、クラスに必要な保育士の数がおわかりになるかと思えます。ゼロ歳児のお子様を保育士1人が保育することのできる児童数ということになりますと3名になります。1歳、2歳児のクラスは保育士1人で6名のお子さんを保育することができます。3歳児は20名、4歳、5歳児クラスになりますと30名で1人の保育士で保育することができます。

この国基準については最低の基準で、保育士に余裕のある自治体ですと、これにプラスして、もう少し手厚い保育士の数を自治体のほうで決めているというところもあります。八丈町はこの国基準の最低基準でクラス編制をしております。

一番上の段になりますと、今年度の4月1日時点の各保育園の体制になります。施設長、

園長は各1名ずつ4園に配置できました。副園長は2名しかいませんので、むつみとあおぞら保育園には副園長を配置することができていません。そのかわり、むつみとあおぞら保育園については、主任クラスでもベテランの主任を配置しております。

担任を受け持つ保育士がこの一番下の表と、下から2番目の募集人員の比較表と照らし合わせると、23名今年度は担任を受け持つ保育士が必要でありました。しかし、19名しかおりませんので、不足する担任数は4名ということで、臨時の保育士の資格がある方に担任を受け持ってもらいました。

また、加配その他補助というところは、未満児クラスにそれぞれ補助を置いているというところと、固定学級に入るような障害をお持ちのお子さん、また、1日目の一般質問でも2名の議員さんからお話がありましたが、ふえている発達障害のお子さんに対して補助をつけているということです。

また、保育園は、フルタイムのご家庭ですと保育時間が11時間ありますので、私たち町の職員の勤務時間は7時間45分ですので、3時間15分足りないという状況になります。また、パートタイマーの方、短時間の保育の方でも8時間保育になりますので、15分足りないということになります。ここについては、委託の方と正職員で対応しています。また、土曜日も保育がありますので、土曜保育の代休を平日にいただいておりますので、臨時職員の方から代替の保育士を平日にお願いしている状況です。

31年4月1日の見込みなんですけど、こちら、職員が採用されない場合で表を落としています。分園をすることで平成30年と同じクラス編制ですと、園長が置けないという法的な問題もあり、また、6名担任が不足するという状況になります。

また、3番目の段の募集児童数の比較表ですが、ゼロ歳児クラスについては30年と31年で6名ずつと変わらないんですけども、1歳児クラスをニーズがありますので、31年度は6名ふやしております。分園になることで3歳以上のクラスがむつみ保育園でつくれなくなるんですけども、町の児童数、学齢児を見ますと、大体40名、1年間で学齢児40名から大体60名、多いところで60名以上の場合もありますけれども、おおよそこの60の枠で足りると思います。4歳、5歳児については、3園で90名ですので90名を超えるということは、今現在は無いので、十分な枠を用意しております。

また、保育園は保護者の就労というところで利用できる施設なんですけれども、八丈町は幼稚園や認定こども園のような幼児教育の施設がありませんので、4歳、5歳については、必ずご希望の地域の保育園に入所できるということになります。

以上、説明を終わります。

○副議長（浅沼憲春君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

5番。

○5番（沖山恵子君） 今、最後のほうに4歳、5歳児についてはご希望の施設に入れますという話があったんですけども、3歳児については、むつみの人数をむつみ第二で収容仕切れないで、ほかのところに行っていただくということなののでしょうか。3、4、5のむつみの人たちは全部第二に吸収できるのでしょうか。教えてください。

○副議長（浅沼憲春君） 健康課主幹。

○福祉健康課主幹（田村久美君） 保育園は、まず入所の際に、保護者の就労状況ですとか、家庭のご事情で点数をつけて、その点数の高い方が入所できる、高い順に入所できるという施設になります。先ほどのお話をしました学齢児、大体40名から60名のお子さんが同じクラスに入る島全体の人数ですので、3歳児についてもどこかの保育園に、三根、大賀郷、坂上といった3地区の中で、どこかの保育園、いずれかの保育園に入所できることになります。

また、こちらの60名という人数を多少オーバーした場合でも、おおむねという法律がありますので、120%を超えない程度で保育が必要なご家庭に対しては、ご利用できるということになります。

○副議長（浅沼憲春君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 再度同じ質問をします。

むつみ第二に現在通っている2歳児の方、来年3歳児になりますけれども、むつみ保育園に通っている2歳児の方ですね、むつみ第二に全員行けるのでしょうか。ほかの地区に行ってくださいというようなことになるのでしょうか、教えてください。

○副議長（浅沼憲春君） 健康課主幹。

○福祉健康課主幹（田村久美君） 分園になることで、ちょっと支障が出るむつみ保育園のお子さんについては、次年度は全てむつみ第二保育園、本園に入所できるという、今、第一次募集終わりましたけれども、そのような見込みであります。

○副議長（浅沼憲春君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○副議長（浅沼憲春君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、日程第6、議案第78号 八丈町児童福祉施設条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、日程第7、議案第79号 八丈町牧野施設設置条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） それでは、書類1枚おめくりいただきます。

議案第79号 八丈町牧野施設設置条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成30年12月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。入牧に係る検査内容の変更について、条例を整備する必要があるため、本案を提出します。

1枚おめくりください。

八丈町牧野施設設置条例の一部を改正する条例。

八丈町牧野施設設置条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項第4号中「ブルセラ病及び結核病」を「ヨーネ病及び牛ウイルス性下痢・粘膜病」に改める。

附則。

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

改正の理由でございますが、ヨーネ病と牛ウイルス性下痢・粘膜病は、重要な家畜伝染病であり、ヨーネ病については、平成12年より牛の定期検査項目に追加されている病気であること。また、除外となるブルセラ病及び結核病は、国内ではこれまでの摘発・淘汰により、清浄が進展しており、東京都では平成30年度から牛の定期検査の項目から除外をされている

などのことが理由となります。

説明は以上でございます。

○副議長（浅沼憲春君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、日程第7、議案第79号 八丈町牧野施設設置条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、日程第8、議案第80号 中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約の変更を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） それでは、書類番号の5番をお願いいたします。

議案第80号 中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約の変更。

上記議案を提出する。

平成30年12月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約の変更。

平成30年6月14日開催の第2回定例会において、原案可決された、中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）（議案第48号）を下記のとおり変更する。

- 1、請負契約金額、イ、変更前、8,424万円、ロ、変更後、8,407万440円。
- 2、請負代金に対する増減額、16万9,560円の減。

3、変更の理由、地中障害物に伴い排水工及び塗装工の施工数量を変更する。また、地山の状況に合わせ、法面整形及び法面保護工の施工数量変更に伴い、係る契約金額を減額変更するものでございます。

説明。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

工事の変更内容につきましては、建設課の主幹より、ご説明いたします。

○副議長（浅沼憲春君） 建設課主幹。

○建設課主幹（瀬筒国治君） 資料1枚おめくりください。図面を見ていただきたいと思います。

中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）の変更内容でございますけれども、図面の左側が当初契約内容、右側の枠の中が変更後の契約内容となっております。

施工延長は424.3メートル、幅員5.0メートル、こちらは変更ありません。主な変更内容といたしましては、U型浸透側溝が332.4メートルから311.6メートル、10.8メートルの減となっております。また、舗装どめが318.7メートルから312.2メートル、マイナス6.5メートル。法面保護工、植生マットが90平米から150平米、プラス60平米。植生シートが139平米から146平米、プラス7.0平米となっております。

以上でございます。

○副議長（浅沼憲春君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、日程第8、議案第80号 中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約の変更は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、日程第9、議案第81号 新たに生じた土地の確認についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） それでは、書類番号の6番をお願いいたします。

議案第81号 新たに生じた土地の確認について。

上記議案を提出する。

平成30年12月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法第9条の5第1項の規定により、港湾・漁港整備事業に関する公有水面埋立竣工に伴う、新たに生じた土地の確認に当たり本案を提出いたします。

次のページをごらんください。

新たに生じた土地の確認についてという聞きなれない議案でございますけれども、行政区、陸地部分が拡大した場合の所定の手続になります。

港湾や漁港の埋め立てが完了いたしますと、八丈町の行政区、陸地部分が広がるわけでございますけれども、その広がった部分を新たに生じた土地といい、町においては施行者でございます東京都から送付された関係資料をもとに、議会の議決をいただき、確認した旨を都知事へ届け出する必要があるございます。この町からの届け出を受けて、都知事が告示するという流れになっております。

本議案につきましては、平成22年11月17日までに埋め立てが完了した部分につきまして、東京都より送付がありましたので、議会の皆様にご確認いただくものでございます。

では、資料に基づきまして説明いたします。

表のほうをごらんください。

神湊港、通称底土港と言われるものでございますが、2カ所ございます。なお、裏のほうに図面をつけてございますので、ご参照いただきたいと思います。

神湊港、通称底土港でございますけれども、三根の4179番2、2万3,346.61平米、図面の①というところでございます。それから、三根4181番1、1,093.88平方メートル、図面の②のところでございます。

続きまして、八重根港でございますけれども、こちら1カ所ということでございまして、大賀郷542番17、1万1,381.97平方メートル。続きまして、中之郷漁港、中之郷の1523番13、

684.77平方メートル。神湊漁港、こちらは3カ所ございまして、三根4199番3、7,054.59平方メートル、①の部分でございます。三根4206番1、6,600.94平方メートル、②の部分でございます。三根4197番1、7,880.11平方メートル、③の部分でございます。

この部分が広がりましたので、議会の皆様ご確認をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○副議長（浅沼憲春君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、日程第9、議案第81号 新たに生じた土地の確認については、原案どおり可決いたしました。

10時30分まで休憩といたします。

（午前10時10分）

○副議長（浅沼憲春君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前10時30分）

◎認定第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、日程第10、認定第4号 平成29年度八丈町一般会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。
説明、企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（佐藤真一君） 書類番号7番をお願いいたします。

認定第4号 平成29年度八丈町一般会計決算認定について。

平成30年12月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度八丈町一般会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

ということで、私から決算の概要について説明させていただきます。こちらの平成29年度一般会計決算書のほうをご用意ください。

121ページにわたる決算書でございます。そちらの1ページをお願いいたします。

平成29年度一般会計決算額は、歳入総額、下のほうの行になりますが、81億5,383万5,797円で、前年度と比較して8.7%の増。歳出総額は、80億1,173万4,723円、前年度と比較して8.6%の増となりました。歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支額は1億4,210万1,074円となりました。

飛びまして、こちらの決算書の91ページをお願いいたします。後ろのほうになります。実質収支に関する調書となっております。記載は1,000円単位となっております。

区分3の歳入歳出差引額、先ほどの1億4,210万円から、4の(2)の事業繰り越しのため翌年度に繰り越すべき財源3,398万4,000円を差し引いた5の実質収支額は1億811万7,000円となります。

翌年度へ繰り越すべき財源中、(2)の繰越明許費繰越額は3月最終日の議会で報告申し上げた、道路改良事業を合わせた他事業を含めた翌年度繰越額5,894万1,000円のうち、未収入の特定財源である国・都支出金を除いた一般財源額となります。ゆえに、形式収支額の1億4,210万円から3,398万4,000円を引くということになります。

飛びまして、同決算書の115ページをお願いいたします。かなり後ろのほうになります。平成29、28年度款別決算額比較表となっております。

左から2列目が年度になりますが、29の行をご注目願いたいと思います。

歳入のうち、未収入額については、1款の町税、次のページの12款使用料及び手数料、下のページの19款諸収入を合計し5,427万6,330円となりました。対前年比で952万3,121円減少しております。町税の未収入額が448万ほど減のほか、住宅使用料も未収入額が減少いたしました。

27年度前年比2,386万減、28年度も1,365万減少しておりますので、調定に対しての収入割合は26年度が98.4%、27年度が98.8%、117ページの最後の行、右から2番目の列にも記載のとおり、28年度は99.1%で、その上の29年度は99.2%と、収入割合は年々改善している数値となっております。

次に同ページ、歳入合計の右から5列目の、未収入額の左の列の29年度の不納欠損額の合計は925万863円で、中身として公債権である115ページの1款の町税が個人・法人町民税、固定資産税、軽自動車税で約780万、私債権の放棄では116ページの12款の住宅及び保育施設使用料で約90万、次のページの19款の諸収入、給食費の約54万円となりました。なお、私債権の放棄につきましては、後ほど詳細を説明申し上げます。

続きまして、歳入決算額の内訳の説明を申し上げますが、今度は決算審査資料、こちらです。企画財政課資料1をご用意いたします。

資料1となっております。1-1をおめくりください。

一番上の一般会計欄の一番右の平成29年度の列の歳入歳出決算額は、先ほど説明申し上げたとおりでございます。

次の用品会計については、特別会計を設けるまでもないということで、28年度より一般会計内の用品会計基金で対応しております。それ以外の、介護会計以下については、各課より説明がこの後ありますので、1-2ページをお願いいたします。

歳入につきましては、一番下に記載のとおり、左から3番目の欄、収入済額81億5,383万6,000円であり、左の予算現額81億8,833万9,000円に比べ、3,450万3,000円の収入減となりました。予算現額との比較で大きくマイナスとなっている都支出金、約3,405万のマイナスは市町村土木費補助金の関係であり、29年度予算で繰り越し財源として30年度予算への繰り越し措置をしておりますので、30年度の収入見込み額が含まれているためでございます。

主な構成比につきましては、割合の多い順に、1番目が14の都支出金34.8%、次に9の地方交付税31.5%、続いて1の町税11.5%、20の町債7.0%、13の国庫支出金4.6%となっております。

次に、1-3ページをお願いいたします。

下になりますが、歳出ですが、一番下の箇所になります。支出済額が80億1,173万5,000円であり、左記載の予算現額に比べ97.8%の執行割合となりました。

歳出の構成比につきましては、上位から3款の民生費が17.3%、続いて2款の総務費が15.4%、4款の衛生費が14.5%、10款の教育費が12.2%、6款の農林水産業費が11.4%とな

っております。順位の1番の民生費は前年から変更ありませんが、基金への積立金増により、前年3番から衛生費と入れかわり2番に総務費が、前年5番の教育費が三根公民館建設事業等で決算額が1億7,700万ほどふえて4番へ、また、島しょ漁業施設整備事業費等で5億2,000万ほど大幅増となった農林業費が、前年度より2つ順位を繰り上げ5番目に入る変更となりました。

歳出の個別の事業内容については、各課から提出した資料によりますので、私からの説明は全体を通じて主な新規事業のみ説明させていただきます。

2の総務費で、IT推進費で情報漏えい対策として庁内ネットワーク環境を強靱化いたしました。また、地域おこし協力隊の活動及び雇用支援拡充補助も実施いたしました。

4の衛生費で、新クリーンセンターの建設に向けての事業に着手いたしました。

7の商工費になりますが、観光宣伝事業で観光パンフレットのリニューアルやPR動画を制作いたしました。

工事関係の事業では、6の農林水産業費で製氷貯氷施設整備補助や、担い手研修センターパイプハウス整備事業のほか、農道・水路の整備事業を、7の商工費で宇喜多秀家公駐車場整備事業を、10の教育費で大小プールの改築事業、三根公民館建設のほか、8の土木費で計11路線の道路や中道団地の住宅整備事業を実施しております。

次のページ、1－4ページをお願いいたします。

前年度との歳入歳出の決算額の比較になりますが、まず、左側の歳入についてですが、28年度との比較で大きく額がふえているところは、都支出金、町債、地方交付税の順となります。

都支出金の増加額5億5,237万円のうち、約3億8,000万は島しょ漁業施設の補助金により増、また、総合交付金により2億1,700万増、町債は三根公民館事業関係で8,320万増、地方交付税は特別交付税が2,600万増となりました。

一方、歳入減の項目1番目、町税は人口減や生産年齢の関係で個人住民税が減少したため570万ほど減。続いて2番目、410万ほど減の地方消費税交付金については、地方消費税を負担する消費者が買い物などをした最終消費地に税収を帰属させる仕組みとなっておりますが、平成29年度は人口を重視した清算基準の見直しが実施され、人口の割合増、従業者数の割合引き下げにより、東京都への配分が減少し、都内自治体もその影響により減となります。なお、今年度、平成30年度についても都が国の主張に異議を唱えているにもかかわらず、清算基準の見直しが実施され、大幅な減の見込みとなっております。

次に、右側の歳出について、大きくふえているものとしましては、農林業費、総務費、教育費の順となります。

農林業費の約5億2,000万の増要因は、農林業費の振興費で、担い手育成研修センターの関係費で4,000万増や、島しょ漁業振興施設整備事業費が5億1,880万ほど増となります。

次に、総務費の2億4,500万増は、総合交付金も含め増額となった都支出金や、高額寄附金の継続及び地方交付税の増額の歳入により、基金への積み立てを対前年比2億6,300万ほど増額できたためでございます。

教育費の1億7,700万ほどの増加額は、社会教育費で三根公民館建て替え事業等により、1億9,100万の増が主な要因でございます。

逆に減額となったところは、民生費、衛生費、消防費となり、民生費の1億2,860万ほどの減は、社会福祉総務費で法定外の国保会計繰出金1億2,626万等の減などにより、衛生費が1億2,400万ほど減少したのは、病院会計への繰出金が1億1,200万ほど減少したためでございます。消防費が6,600万ほど減額となった要因は、消防デジタル無線整備事業終了に伴うことによります。

次にその下、1－5ページをお願いいたします。平成29年度の財政状況になります。

まず、普通交付税の算定に関係しますが、八丈町の規模で合理的な平均的水準で行う行政経費や施設の維持費用の財政需要を、国が定めた一定の割合で算出することになっており、需要額は約31億7,642万、逆に標準的な税収入を一定割合で算出した収入額は9億6,801万円、この差を普通交付税として国が交付することになってございます。

また、標準財政規模は八丈町の一般財源の標準規模を示す値であり、標準の税収入額、普通交付税額、地方譲与税、臨時財政対策債発行可能額を足した金額となり、下の実質公債費比率や経常収支比率など、基本的な財政指標の分母の数値となります。

財政力指数は、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3年間の平均値のことで、1を超えた場合は普通交付税の不交付団体となります。

実質公債比率については、28年度から庁舎建設事業債の元金償還が始まったことにより、償還金が増加したことにより、平成29年度は12.4%、プラス0.1%の増となりました。

財政構造の弾力化を示す経常収支比率は、国保特別会計への繰出金や病院事業への補助費が減少したことから84.6%となり、28年度と比較して3.4%低下しました。低いほどいいということになります。

町債の平成29年度末の現在高は、新規発行額より公営住宅整備事業債などの償還額が多く

1億1,938万円の減となりました。

積立金のところは後にしまして、次の債務負担行為は、翌年度以降にわたる債務を負担する行為について、その内容を定めておくことになっており、八丈町は、養和会に対して特別養護老人ホーム建設の借入資金の償還元金を、毎年1,595万円を32年度まで支出する予定となっております。

最後に積立金についてですが、右側に詳細がありますが、基金の現在高については、財政調整基金に2億3,000万、ふるさと創生基金に1億1,754万、公共施設整備基金に7,900万、計4億2,654万円を基金へ積み立てたことにより、29年度末現在で34億155万7,000円となりました。

一番上の行に記載している財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整し、弾力的健全な財政運営を行うための基金でございます。その額12億円は、左にある標準財政規模、約36億円に比して3分の1程度の状況であり、29年度は積み立てすることができましたが、今後の財政運営を考えると、依然、楽観視することのできない額であると思っております。

2列目の減債基金より下の公共施設から町立図書館基金までは、用途特定の目的基金であり、土地開発から災害復旧までの基金は、定額で運用する基金となっております。

1-6ページをお願いいたします。

左側は歳出における性質別区分となっております。

ふえた箇所の1番目は、約5億8,000万増の10の普通建設事業費です。普通建設事業費中、単独というのは国庫補助がないということの事業でございますが、対前年比で島しょ漁業施設整備で5億1,000万増のほか、三根公民館建設事業で増でございます。

2番目に増加額の多い7の積立金は、前のページで説明申し上げましたので、ここでの説明は割愛します。

3番目に増加額の多い2の物件費ですが、担い手センター用の肥料や苗購入、観光PRツール作製委託、消防操法大会等によります。

一方減となった項目で1番目は、9の繰出金で、1-4ページの民生費の減要因である法定外の国保会計繰出金1億2,626万等の減などによります。

2番目の減項目として5の補助費です。主な減額要因は、下の1-7ページに記載されていますが、次のページ、1-7の補助金の列で23の病院事業会計補助で1億1,222万5,000円減でございます。

3番目の減額項目の扶助費です。前年度まで実施された臨時福祉給付金がなくなったため

でございます。

次に、右側の表は、歳出を節別に区分して決算額を表示してございます。

増額の順位では、19の負担金補助及び交付金、25の積立金、15の工事請負費の順となります。減額のほうでは、28の繰出金、23の償還金利子及び割引料、14の使用料及び賃借料の順となります。

このうち、その要因についてのこれまでの説明がない箇所は、減額の2番目の償還金利子等と3番目の使用料及び賃借料となります。償還金等については、1－5の地方債の現在高の箇所で申し上げたとおり、新規発行額より償還額が大きく1億1,938万円の減となるのに伴い、元金及び利子が2,580万ほど減少したためでございます。また、3番目の減額の使用料等は、浮き魚礁事業の船の賃借料が減少したためでございます。

1－7ページにつきましては、先ほど病院会計の補助等で説明申し上げたとおり、1－6ページの左側5の補助費等の主な内訳となっております。

主な増減要因では、増では補助金26の水道事業会計繰出金、3の雇用拡充補助金、負担金の19の団体集客事業負担金。減では、先ほど述べた23の病院のほか、負担金の4の免職職員処分取消和解金、補助金の67自動車運送事業会計の繰出金が挙げられます。

補助の改廃等につきましては、毎年度庁内の管理職以上の補助事業審査会で審査してございます。

1－8ページをお願いいたします。

地方債現在高の状況になります。左側から2列目が28年度末のそれぞれの区分の地方債の現在高となります。その右側が29年度に新たに発行した地方債の額、その2つの合計から右隣の平成29年度元利償還金中、元金合計の償還金6億9,014万円を差し引いて、29年度末の合計は70億6,533万4,000円、1億1,938万2,000円の減となりました。

現在高の一番多い10の臨時財政対策債は地方交付税制度を通じて、標準的に保障されるべき標準財政需要額を基本に発行額が算定されており、その元利償還金については、今年度100%普通交付税で措置されます。

また、2番目に多い11の都道府県貸付金は、交付税措置のない公営住宅建設事業債が主でございますが、国の機関より都のほうが利率は低くなっております。平成29年度の住宅債は0.15%でございます。

3番目に多い4の辺地対策事業債は、償還金に対して普通交付税で80%措置されます。他の地方債でも事業内容によって30%、50%、70%、100%の交付税措置がある事業もあり、

後年度の財政運営に影響が一番少なくなるように、毎年度借入れの実施の有無や借入れ先を検討してございます。

その下の29年度の地方債の充当事業の内容となりますが、辺地対策事業債は道路改良や三根公民館建設事業に、大小プール改築事業は国庫補助対象事業中、学校教育施設等整備事業債と50%交付税の措置のある財源対策債に、国庫補助対象外事業費については、都道府県貸付金により借入れを行っております。同貸付金で公営住宅整備事業も充当してございます。

右側下の実質公債費比率等の状況は、1－5で説明したとおり、28年度から庁舎の元金の償還金が増となったため、29年度も増加しております。

なお、別紙になりますが、監査委員による八丈町財政健全化審査意見書に記載のとおり、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づく健全化判断比率については全て基準内であり、実質赤字比率、連結実質赤字比率は28年度同様、赤字なしで良好な状態であると認められておりますことを、いま一度申し上げさせていただきます。

以上で、平成29年度一般会計決算の内容の説明を終わります。続きまして、八丈町債権管理条例第14条に基づいた私債権の放棄の報告について、企画財政課資料の一番最後のページになりますが、各担当課長から説明申し上げます。

○副議長（浅沼憲春君） 不納欠損について説明、福祉健康課主幹。

○福祉健康課主幹（田村久美君） 上の段、私債権の福祉健康課保育施設使用料15万円ですが、こちらは1件のご家庭の平成20年度、21年度の保育料になります。

支払い義務者であった父、元夫になりますが、こちらが執行停止になりまして、母親へ支払い義務者を変更いたしました。その後、催告書を送付、2年間調査を行いました。職場も退職され、また、預貯金もなく、無財産ということで生活保護を受給され、こちら平成26年に執行停止をいたしております。その後の調査でも回復の見込みがないため、平成29年7月19日に不納欠損をいたしました。

次の建設課住宅使用料については、建設課長より説明いたします。

○副議長（浅沼憲春君） 不納欠損について説明、建設課長。

○建設課長（和田一宏君） ただいまの保育施設使用料の続きになります。

八丈町債権管理条例第14条に基づき、建設課が平成29年度に実施した私債権、住宅料の放棄についてご説明いたします。

平成24年度分の債権が4名分63万900円で、1名は死亡し、3名は生活保護受給者となっております。いずれも消滅時効による時効期間が経過しており、回収が不可能な債権でござ

います。また、平成26年1名分の債権12万1,400円については、居所が不明であり、徴収停止から3年が経過しており、こちらも回収不能の債権となっております。

以上5名分、75万2,300円の債権を放棄したことをご報告いたします。

以上です。

○副議長（浅沼憲春君） 続きまして、不納欠損について説明、教育課長。

○教育課長（高橋太志君） それでは私のほうから、給食の不納欠損についてご説明いたします。

教育課が平成29年度に実施した私債権の放棄になります。給食納付金、債権者は1名、児童・生徒数3名、総額54万3,920円になります。

内訳は、平成24年度分が児童2名分8万7,050円、25年度が児童3名分14万1,880円、平成26年度が児童3名分16万2,250円、平成27年度が児童3名分15万1,040円です。債権者の資産状況を確認した結果、生活困窮世帯にあることから、民法第173条第1項第3号の規定による時効消滅の到来並びに八丈町債権管理条例14条の該当に至ったため、債権の放棄を実施いたしました。

以上で報告とさせていただきます。

○副議長（浅沼憲春君） 説明が終わりました。

お諮りします。

一般会計の決算認定については、初めに歳入、歳出については款を分けて進行したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認めます。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は、資料のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、一般会計決算書、歳入、10ページから25ページについて質疑をお受けいたします。

4番。

○4番（山本忠志君） 資料の14ページ、温泉浴場使用料の件ですけれども、審査資料の5-25ページから27ページに、平成29年度の温泉の利用者、それから必要経費、収入の資料がありますけれども、その資料の中から計算しまして、非常に費用のかかる施設があるんですね。例えばふれあいの湯ですと、必要経費から収入を引いて、利用者数で割り算しますと、1人

当たりの経費およそ200円分ぐらいオーバーしているんですね。つまり今の使用料に200円分ぐらい上乘せして、ちょうどとんになるというぐらいの勘定になるわけなんですけれども、そうやって見ますと、一部の施設が極端にコストパフォーマンス上、お金がかかり過ぎているという施設があるわけなんですけれども、このままずっと続けていくおつもりなのか、将来的な温泉施設の見直しということを考えておられるのかどうか、見解をお伺いいたします。

○副議長（浅沼憲春君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） ただいまのご質問で、実はこのうちの福祉健康課の資料の5-27ページ、こちらの経費の部分なんですけど、実際は、こちらの上の表のほかに、例えば29年度でいきますと、一番下、これ、29年度におけるその他の経費ということで、また別にかかっているものが正直ございます。ですから、これを合算しますと、大体経費と収入だけで比較しても約6,000万以上赤字というところでございます。

ただ、そうした中で、確かに議員がおっしゃるように、その料金の問題等いろいろ施設の維持の問題もございしますが、やはり健康増進というのが目的、主の目的としてあるものなので、今後、施設の維持も含め、料金も含めて、町の中で検討していきたいと思っております。その中で見直しは多少は必要になってくるのかなということでございます。

○副議長（浅沼憲春君） ほかにございますか。

10番。

○10番（奥山幸子君） 決算書の22ページの寄附金なんですけれども、28年度と29年度と1億の寄附をされた方がいるんですが、今後、この傾向というか、今年度はどうなのか。

この使い道についても、かつて議会で議論があって、特定のものについて支出すると、その寄附された方も寄附のしがいがあったということになると思うんですが、これまで町はこの寄附金に対して、基金に入れたり、一般財源に、基金に入れることが多かったのかな、一部は何か特定のものに使ったと、400万ぐらいだったかですけれども、その辺についてどうお考えなのか教えてください。

○副議長（浅沼憲春君） 総務課長。

○総務課長（山越 整君） ただいまのご質問で、今後というところのお話なんですけど、実は今年度、平成30年度1億円またいただきました。先週の一般会計の補正予算にはちょっと間に合わないタイミングでしたので、今回の補正予算、30年度の補正予算には上がっていませんが、1億円のもう振り込みがありました。

来週になりますけれども、17日の月曜日、町長と今回副議長になりますけれども、お礼に行ってくるという、今そういう状況ですので、1億円プラスその前の年度の金額合わせて4年連続でいただいているというのが今の現状になります。この先のお話は、また来週お礼を言ってどうなるかはまた別問題ですので、我々がどうこうではないんですけれども、今回の、平成30年度の1億円に関しては、先方の今ご意向としては漁業関係というご希望がありますので、これが30年度でというよりは、31年度以降のところで漁業関係で使えるような、今ちょっとどういう形がいいかというのを検討するようにしております。

今までの使い方は、議員さんがおっしゃるとおり、先方としては町政全般にというご希望でしたので、基本的にいろんな形で一部一般財源に充てさせていただいた以降は、基金に積むという形になっていましたけれども、今年度の30年度は、さっき言ったように漁業関係ということになりますので、一旦30年度は多分基金に積むような形になろうかと思いますが、31年度以降、使い道のご希望に沿った形で考えるという、そういった状況になっております。

○副議長（浅沼憲春君） 10番。

○10番（奥山幸子君） 今のお話を聞いて安心しました。やはり、やりがいのあるというか、寄附のしがいがあるような事業にさせていただきたいなと思いますので、その寄附された方と漁業関係者の方と、よく話し合っ、効果のあるような事業に使っていただければと思います。

ありがとうございます。

○副議長（浅沼憲春君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） なければ歳入についての質疑を終結いたします。

続いて歳出、26ページの議会費から39ページの総務費までの質疑をお受けいたします。26ページから39ページです。

10番。

○10番（奥山幸子君） 決算書の28ページ、補償、補填及び賠償金というところで、9万円の支出があるんですけれども、これが多分保育士資格取得補助金ということで、企財の資料の負担金と補助金のところの20番、保育士資格取得補助金9万円、28年度になくて、29年度に新規で出ているんですけれども、この辺それでいいのちちょっと伺います。

○副議長（浅沼憲春君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（佐藤真一君） すみません、こちらの決算書28ページ、ちょっと今算定の

9万円の根拠というのはわからないんですが、こちらの右欄の支出済額を見ていただきますでしょうか。これ一応決算額ゼロということで、事業としては、支出としてはしていないということでございます。

(奥山(幸)議員「じゃ、勘違いだね」の声あり)

○副議長(浅沼憲春君) よろしいですか。

ほかにございますか。

11番。

○11番(廣江 才君) 34ページ、ふるさと創生基金ってありますよね。これはお尋ねしますけれども、主な目的という、多目的で使えるお金なんですか。お尋ねします。

○副議長(浅沼憲春君) 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹(佐藤真一君) ふるさと創生基金は、例えば内容としまして、本年度で言えば、地域おこし協力隊ですとか担い手研修、ザトウクジラ、そのほか耐震性貯水槽建設事業とか消防本部の車庫建設事業、中学校体育館飛散防止フィルム等、今年度はですね、といったところで基金を取り崩してございます。

ということで、広い意味で八丈町を発展させていこう、振興を目的としていこうというような事業に充ててございます。

○副議長(浅沼憲春君) よろしいですか。

11番。

○11番(廣江 才君) ということは、今のクジラとかいろいろありますよね。観光とかそういうほうに入ると思うんですけども、町おこし隊、何となくニュアンスはわかるんですけど、言っていることはね。それでまたそういうふうに使われていると思う、現実にね。私は否定しませんけれども、これを例えばこういう使い方、モニターというとまた別の課になるのかな、例えば1カ月、2カ月、八丈に実際住んでもらってというようなところの予算としてつけることは可能なんですか。モニターという意味で。

○副議長(浅沼憲春君) 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹(佐藤真一君) すみません、こちらは一応歳入のほうで、ふるさと創生基金、要は貯金じゃないですけども、そういったものなので、歳出のご質問についてはこの段階ではちょっと違うのかなと思うんですが、ふるさと創生基金はそういった地域おこし等に反映して、そのほか産業振興基金等がございまして、そういう貯金を取り崩すというところがこの基金のところになりますので、そのもとがこの基金でございまして、その使い

方については、また別途かと思うんですが、そういう産業振興基金とかふるさと創生基金とか、そういった基金はございます。

(廣江議員「はい、どうも」の声あり)

○副議長(浅沼憲春君) ほかにございますか。4番、よろしいですか。

4番。

○4番(山本忠志君) ページ数でいうと35ページ、地熱館管理費に関するのですが、平成29年度の地熱館の入館者数が1万4,000人余り、それに歴史民俗資料館、このときは普通に営業していたと思うんですが、この歴民の入館者は1万8,000人ということから比べると、この2者は大体同様に同数ぐらいの方が訪れている、島でも行きがいのある場所といえますか、行っておもしろい場所になっているんじゃないかと思うんですね。

地熱館、僕も何度も、僕は友達が島外から来るとこの歴民と地熱館に必ず連れていくことにしているんですけども、地熱館が島の成り立ちですとか、地熱発電の仕組みですとか、非常に勉強的な内容に偏っていて、もうちょっと島を訪れる方が、島らしさを感じるような、別に地熱にかかわらないものでもいいと思うんですけども、例えばお土産コーナーですとか、地熱に絡んだもうちょっと島らしさをアピールできるような、そういう出店募集みたいなものがあったもいいんじゃないかなというふうに思うんですね。何かちょっとさらっとし過ぎて、子供たちの企業見学みたいな学習の場所みたいに偏っている感じがしてね、と思うんですけども、いかがでしょうかというご質問です。

○副議長(浅沼憲春君) 企画財政課長。

○企画財政課長(佐々木真理君) 地熱館のご質問でございますけれども、まず基本的には、我々地熱発電の理解促進というのが一番の目的でございますけれども、やはり東電さんの時代から、それなりの人がいらっしゃっていたということもありますので、そういった観光の面も利用できないかということで、今我々も取得したところでございます。

基本的には、あそこ本当に第一の目的は地熱発電の理解というところがありますので、そこはきちんと館内の方にも理解していただいて、説明としていただいて、本当にいらっしゃった方も地熱理解については満足の方だと思います。

ただ一方で、2階の部分とか何か利用できないかと、毎年我々も知恵を絞っているところなんですけれども、実際になかなかアイデアが出ていないという事情はありますけれども、そういう何かあれば、使ってはいきたいなというのは思っております。

○副議長(浅沼憲春君) 4番。

○4番（山本忠志君） ここを実際に運営している方は委託業者、NPO法人がやっていると思うんですけども、ここだけに任せないで、もうちょっと工夫改善といいますか、ちょっと色をつけるといいますか、そういう努力があってもいいんじゃないかなと思うんですね。地熱にかかわる何かちょっとしたストラップを売るですとか、地熱煎餅とか何か開発して売るとか、例えばわかりませんが、そういう業者をちょっと募集してみてもおもしろいんじゃないかなと思うんですけどもね。そういう希望です。

○副議長（浅沼憲春君） ほかにございますか。

11番。

○11番（廣江 才君） 今の地熱に関連なんですけれども、この間ちょっと一般質問したんですけれども、聞き漏らしたんですけれども、これオリックスさんとは話はどうなっているんですか、地熱館について。ということはPRする場所というのは、当然オリックスさん必要なわけですよ。これを東電は住民の理解と、やっぱり東電も地熱発電をやっているというデモンストレーションみたいなもので地熱館をつくったと思うんですけども、将来ずっと八丈町で地熱館の管理運営をやるのか。それは今すぐ結論は出ないでしょうけれども、その辺はどう考えていますか。今のところ。

○副議長（浅沼憲春君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 地熱館ですけれども、先日廣江議員の一般質問でお答えしたとおり、今はこれまで東電さんの地熱発電所の理解促進ということでやってまいりました。一定の役割を担ってきたと思ってございます。

新しくオリックスさんが始まるということで、一緒に新しい地熱発電の理解の方向は、これから模索していきたいということでございますし、現地熱館につきましても、これはどうしていきましょうかと、今、問題提起といいますか、一つの課題として、今、意見交換をしたいということで、向こうには申し入れをしてございます。

○副議長（浅沼憲春君） 11番。

○11番（廣江 才君） 今そのことでそれしか言えないと思うんですけども、将来性、将来的にもやっぱり同じ考えをお持ちかどうか。

今すぐは答えられないと思うんですけども、八丈町は観光で、この間ウイン・ウインと言ったんですけども、オリックスも八丈町もお互いにいいような形、八丈だけで何もオリックスの施設のPRを、八丈町だけでやる必要はないんじゃないかという考えを持っているんですけども。その辺、今すぐ答えるというのもおかしいでしょうけれども、これからの

考え方ですよ。

やっぱりオリックスがあれを何で取得し、あの仕事に入ったのか。そのあれと、町としてはやっぱり震災が起きたときの東電との、もともと東電がやっていたもんですから、だからオリックスになっても継続して事業を八丈町とやらなきゃいけないということもないんじゃないかなという、オリックスさんもあれを利用した金もうけするわけですから。地熱でもうけようなんてあの人たちが絶対考えていないですから、やっぱり事業イメージを高めるためにあれをやるわけですからね。その辺をその片棒を、片棒というのはおかしいんですけども、町が相乗りするのはいいんですけども、単独で八丈が事業継続やる理由が、ちょっと私にはわからないですけども。

○副議長（浅沼憲春君） 11番に申し上げます。

今は決算内容の質疑をやっておりますので、質疑から離れるようなことは発言を控えていただきたいんですが。

○11番（廣江 才君） じゃ、決算だけで言えるんでしょう。

○副議長（浅沼憲春君） 言えるけれども、話がちょっと違う方向に行っているような気がするんですけども。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 地熱館について、我々、地熱館このまま、ずっと将来的に維持していくの大変ですし、その辺は、総合的に考えていきたいとは思っているところですけども、今の時点ではどの時点でやめるとか、そんな話はできませんので、その辺は方向性をきちんと見きわめた上で、我々としても一つの提案をさせていただきたいと思っております。

○副議長（浅沼憲春君） ほかにございますか。

5番。

○5番（沖山恵子君） 33ページ、多目的ホール管理費のところでお伺いします。

使用料及び賃借料で予算が8万円とついているのですが、支出済額ゼロになっているのですが、これはどうしてこうなったのか教えてください。

○副議長（浅沼憲春君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） こちらの8万円はコピー使用料として予算を計上していたんですけども、その使用がなかったというところからこういった形になっております。

○副議長（浅沼憲春君） よろしいですか。

ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○副議長(浅沼憲春君) 総務費までの質疑を終結いたします。

続いて、40ページの民生費から53ページの衛生費までの質疑をお受けいたします。

7番。

○7番(小川一君) 資料の4-8をお願いいたします。

ヤスデの処理についてお尋ねします。今、坂上地域においてヤスデが大量発生しております。現状をどう対応するか、何かいい考えがあるかお尋ねします。

○副議長(浅沼憲春君) 住民課長。

○住民課長(奥山拓君) 今のヤスデの関係でございませけれども、坂上地域といいますが、今、全島的に発生している状況でございませ。一番多いのが大賀郷の西見、甚太、永郷近辺、あとは坂上で申し上げますと、末吉、あと中之郷との境目あたりというふうなことで把握してございませ。また、大賀郷のふるさと村のあたりも発生しているということで把握してございませ。

大きくは、今、都道関係は支庁さんと情報連絡をとりまして、支庁さんのほうでやっております。また、町道関係での大量発生になりますと、職員とかシルバー人材センターのほうにお願いしながら駆除しているということで対応してございませ。

先月ですかね、調査委託しているところから調査員が来ましたが、やっぱり4年前と同等もしくはそれ以上かなということで、今、密度も非常に高くなっていますということで把握して対応しているという状況です。

また、コイレットの配布状況なんですけれども、対前年比で比べますと約4倍の、今、発行枚数という状況になってございませ。

○副議長(浅沼憲春君) 7番。

○7番(小川一君) ちょっと重複しますが、今100匹、200匹どころじゃなくて、私の家の横にもこの前数えたら700匹くらい大量発生しております、到底1袋じゃ足りない。

ちょっと提案なんですけど、大量に発生しているところについては、地域と町と協力して散布することは可能でしょうか。

○副議長(浅沼憲春君) 住民課長。

○住民課長(奥山拓君) 今現在コイレットの配布は、各家庭は6袋が無料で配布。7袋以上からは半額補助ということでお配りしております。それも一応環境に配慮しまして、一月

に1袋までを限定として配布しておるといふ状況なんですけれども、確かに各ご家庭では、今、限界があるなどいふことは感じております。

そういう意味で面的な駆除ということも、今後、視野に入れて考えなくちゃいけないと思うんですけれども、当然、今申し上げたように環境に配慮して、必要以上のコイレット、この薬がまかれることは非常に注意しなければならないと思っておりますので、そのような地域での取り組みということにおいては、今後、ケース・バイ・ケースでこちらとしても対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○副議長（浅沼憲春君） 7番。

○7番（小川 一君） 薬剤を散布しないでほしいという声もあります。現状を見ながら対応していただきたく思いますので、よろしくお願ひします。これは要望です。回答は要りません。

○副議長（浅沼憲春君） ほかにございませぬか。

10番。

○10番（奥山幸子君） 41ページの老人福祉費なんですけれども、これが企財の資料の1-3に老人ホーム建設費で1,595万ということで、これが先ほどの主幹の説明ですと、平成32年度までですよね、補助を出すということなんですけれども、以前、特養を増床するという話が出ていて、町長が、何床増床するのかと伺ったところ、養和会と相談してどのくらいか決めますということでした。その老人ホームの建設費の補助がなくなれば、その分お金が調達できるのかなということ、どのくらいを考えていらっしゃるのかということ、お答えお願ひいたします。

○副議長（浅沼憲春君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 特養の増床ということで、以前も先ほどおっしゃられたように、増床については検討していくということでお話はしているんですが、申しわけありません。まだ具体的に何床ということまで、ちょっと話がっていない状況でございます。

○副議長（浅沼憲春君） よろしいですか。

10番。

○10番（奥山幸子君） 次の42ページの初めのほうの委託料なんですけれども、これ、初任者研修なのでよろしいんですかね。ちょっと対応がこの資料難しいので。初任者研修でいいですか。

○副議長（浅沼憲春君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 初任者研修は、現在2年に1回行っておりまして、29年はや

っておりますけれども、初任者研修にかかった事業費が99万9,000円ほどでございます。

○10番（奥山幸子君） この資料とはこれ委託料ではないんですね。どこを見れば質問できるんですかね。資料の5-4には、初任者研修と書いてあるんですけども、それで伺っていいんですか。

○副議長（浅沼憲春君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 資料の5-4のほうにございます、こちらの部分ですので、委託料の中には入ってはございます。この決算書、こちらのほうの42ページのほうには入っております。

（奥山（幸）議員「はい、わかりました」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） 10番。

○10番（奥山幸子君） 質問はこれからですけれども、初任者研修が20人募集して12人だったんですよ。そのうちの11人が修了しているということですけども、これも全て施設の人ですか。施設に勤めていらっしゃる方が研修を受けるというパターンが今まで多かったんですよ。これもそうですか。

○副議長（浅沼憲春君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 29年度は民間の方、あと高校生の方で、このように修了されています。

○副議長（浅沼憲春君） 10番。

○10番（奥山幸子君） 高校生1人ですよ。そうするとあとの10人が全部民間ですか。全部民間、今の事業所で働いている人ではないということでもいいんですか。

○副議長（浅沼憲春君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 申しわけございません。高校生はお一人ということであと民間というふうにお答えしたんですが、施設の中で働いている方も含まれているということでございます。訂正をさせていただきます。お願いします。

○副議長（浅沼憲春君） 10番。

○10番（奥山幸子君） そうですよ。事業所は民間ですからね。やっぱり民間の人にも声をかけて、とっていただくという努力をしていただきたいと思います。

で、初任者研修は養和会に委託しているわけですけども、2年に1回ですよ、今ね。

やっぱりことはやらないで、また来年度はやるという方向で考えていらっしゃいますか。

○副議長（浅沼憲春君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 2年に1回ということで、平成31年度につきましては、もう養和会さんのほうに依頼をして、確認をして、実施をしていただけるということで回答をいただいています。

（奥山（幸）議員「はい、わかりました」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ほかにございますか。

10番。

○10番（奥山幸子君） 先ほど伺った件なんですけれども、44ページの児童総務費になるかと思うんですが、保育士の資格取得補助金というのが、今年度に出ているんですよね。これは何人の分なんですか。

○副議長（浅沼憲春君） 福祉健康課主幹。

○福祉健康課主幹（田村久美君） 先ほど、科目としては児童福祉総務費の19番の負担金補助及び交付金の中で支出していますが、1名の方で取得をされ、現在担任を受け持っていています。

○副議長（浅沼憲春君） 10番。

○10番（奥山幸子君） 町がこうやって支援するというのはすごくいいことだと思うんですけれども、この資格を受けたいというか、望んでいる方に声をかけて、また何人か養成するという可能性はありますか。今、保育園のことで大変ですよね。ぜひこれを拡大して、予算をつけて、養成していただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○副議長（浅沼憲春君） 福祉健康課主幹。

○福祉健康課主幹（田村久美君） 現在の補助金の要綱ですと、保育園に現在就労している方の中で受験を希望される方に限りになっています。というのは、資格だけ取って転出されてしまうとちょっと困るなというところと、あとやはり意欲というところを大事にしております。

今後は、そのような要望があれば、また検討したいと思います。

○副議長（浅沼憲春君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） 衛生費までの質疑を終結いたします。

午後1時まで休憩といたします。

（午前11時34分）

○副議長（浅沼憲春君） 休憩を解いて再開いたします。

○副議長（浅沼憲春君） 始める前に、福祉健康課長、発言をどうぞ。

○福祉健康課長（奥山 勉君） すみません。午前中の10番議員のご質問の中に、私の回答の中で間違いがございましたので、ここで訂正をさせていただきます。

介護職員の初任者研修の研修修了者11名、うち高校生が1名ということでお話をしていましたが、調べましたら高校生はお二人、2名ですね。あと一般の方が2名で、介護従事者の方が7名ということで、ここで訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、54ページの労働費から67ページの商工費までの質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山幸子君） 62ページの水産業総務費のところなんですけど、企財の1-7ページに補助金の話があるんですけど、サメ被害対策が28年度はついていたんですけども、ゼロになっているんですね。理由を教えてください。

○副議長（浅沼憲春君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） 漁協のほうから、サメの被害が減ってきているのでいいということで当初予算は組みませんでした。ただ、途中でそういう申し出がありまして、30年度に関しては、途中補正予算を組ませていただいて駆除のほうをさせていただいております。

○副議長（浅沼憲春君） 10番。

○10番（奥山幸子君） 私も最近、何かサメの被害が多いというのを聞いていたので、どうしてこれがゼロになっちゃったのかなと思ったんですけども、29年度はゼロだけれども、30年度は28年度レベルの補助金を出すということでよろしいですか。

○副議長（浅沼憲春君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） 補助のほうは30年度は補正でさせていただいております。

○副議長（浅沼憲春君） ほかにございますか。

9番。

○9番（岩崎由美君） 商工費のところですよ。

産業観光課の資料の6-2、東京都新・元気を出せ！という、この補助金があるんですけども、これはどんな内容でしょうか。

○副議長（浅沼憲春君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹兼教育課主幹（笹本博仁君） これは夏祭りに充当している予算でございます。

○副議長（浅沼憲春君） よろしいですか。

9番。

○9番（岩崎由美君） 夏祭りということですが、この間、決算とはちょっと違ってくるんですけども、この間2軒目のお豆腐屋さんがついに廃業となって、なかなか寂しいことかなと思うんですけども、経営状況とかそれから今の流通形態とか、そういうことがどんどん変わってきて、あとやはり後継者不足ということもあり、人口減少の中でそういった商店街がなくなっていく。今、例えば皆さんも何で本を買っているかわからないですけども、アマゾンとか便利なものがあるので大変な状況だと思うんですけども、例えばこういう個人の商店とかに応援するような、今これ元気を出せのこの商店街応援事業みたいなんですけども、そういうのっていうのはありますでしょうか。

○副議長（浅沼憲春君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹兼教育課主幹（笹本博仁君） 私が勉強不足かもしれませんが、個人の商店にというのは、観光費でいえば宿泊費、一般質問でもご質問がありましたバリアフリーの事業ですとか、あと飲食店にもこのバリアフリーの事業は可能となっております。

商工費のほうでは個人というのは、ちょっと確認をさせていただきます。

（岩崎議員「わかりました」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ほかにございますか。

10番。

○10番（奥山幸子君） ページ数でいうと66ページの観光費の中なんですけど、産業観光課の資料の6-12ページ、フリージア球根とか作付の管理業務委託とかあるんですけど、今もうフリージアを買おうと思っても買えないと。生産農家に対して支援する、補助するという形で、フリージアの花の栽培を活発にしてほしいという話をして、町長もその話はこれからやりますと、町有地を使ってやるとかいう話もあって、全部買い取る方向で考えると、そういう話も出たのに、何かその辺が全然進んでいないように思うんですけども、どうでしょうか、ご見解を伺います。

○副議長（浅沼憲春君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） フリージアの作付、今、フリージア農家の方がたしか5軒ぐらいたったと思いますが、一番、祭りといいますが、フリージアを供給していただいていた

方、今、息子さんと2人でやっていらっしゃるというのをお聞きしていたんですが、ご主人
というか、ちょっとぐあい悪くしているのかなというところで、今どうにか息子さんのほう
で作付のほうはされていると思いますけれども、やはり経験等が必要になるという部分で、
町有地使っていただくのはやはりいいとは思いますが、そういった部分でなかなか
難しい面もあるかなというところもあります。

農協さんのほうとも相談をしながら行っていきたいとは思っておりますが、作付をされてい
る農家さんが、やっぱり結構厳しいところがあるのかなというふうには、私は思っております。

○副議長（浅沼憲春君） 10番。

○10番（奥山幸子君） 今の状況を伺いますと、ことしもフリージアは買えない状況、花の
量は変わらない、もっと少なくなる傾向にあるということなんですか。それでいいんでしょ
うかね。

○副議長（浅沼憲春君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） そうですね、申しわけないです。私も具体的に、今まだ12月
ですので、作付をどれぐらいしたかというのが、ちょっと確認が、農協さん等も確認がとれ
ておりませんが、できるだけ生産者にはつくっていただいて、供給をしていただければと、
購入できるようにしていただければというふうには思っております。

○副議長（浅沼憲春君） いいですか。

ほかにございますか。

5番。

○5番（沖山恵子君） 今のフリージアに関してなんですけれども、私の近くにも作付して役
場に卸している方がいらっしゃるんですが、役場の方は定期的にとりに来られるわけではな
く、土日とかは休みになってしまうと。でも土日にも花は咲いて、その花は引き取り手がな
く、親戚に送ったりいろいろするんですけれども結構大変だと。買い付けてくれるときに、
もう少し工夫が欲しいというような意見もあるんですけれども、土日の対応ですとか、コン
スタントに定期的に花を受け取りに行くとか、そういうことはできないものなんでしょうか。

○副議長（浅沼憲春君） 観光産業課主幹。

○産業観光課主幹兼教育課主幹（笹本博仁君） 確かに観光が持っているイベントと重なって
しまいまして、客船等なんですけれども、昨年ですかね、土日に集荷できなかったというこ
とがございました。

ただし、今年度につきましては、土日についても集荷できるように、生産者の皆様と調整

するようということで指示をしております。

○副議長（浅沼憲春君） ほかにございますか。

4番。

○4番（山本忠志君） 決算の資料の67ページに、ふれあい牧場の管理のことなんですけれども……

○副議長（浅沼憲春君） 67ページは次。

（「大丈夫です」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） じゃすみません、どうぞ。

○4番（山本忠志君） いいですか、ふれあい牧場のこと。

○副議長（浅沼憲春君） はい。

○4番（山本忠志君） ここは、大変観光名所ですごくいい場所なんですけれども、景色がただいだけじゃなくて、あのふれあい牧場にはかけがえのないものが1つあるんですね。それは何かといいますと、牛のふんのおいなんですね。これは、笑っていますけれども、僕、最近の子供たちを見ていて恐ろしく昔と変わっていることがあると思う。それは何かというと、アレルギーの児童の多さなんですね。多分給食センターの方はすごく苦労しているんじゃないかと思うんですよ。小麦粉アレルギーとか乳製品アレルギーとか、いっぱいいてね。

これは何で、何が原因になっているかという、いろいろ化学物質とか、いろんな研究はあるんですけれども、あるヨーロッパの国の研究によると、アレルギーやアトピーなどの病気の一切ない地域があるというんですね。ドイツの1カ所だったかイギリスのどこかなんですけれども、そこは何がよそと違うかといいますと、3歳から5歳の間に必ず一定期間牛舎とか馬小屋とか、その空気を吸わせて、それが伝統的にその子育てのならわしになっていると、そういう発表がありました。これはNHKで放送されましてね、それで島の中にそんな場所がどこかあめかなと思ったら、1つあるんですね、ふれあい牧場なんです。

ですので、これはぜひ産観のほうで研究を進めて、一つの八丈町のマニアックスポットとして、あなたもここでアトピーを治しませんかというぐらいのものに仕立てて、さっきもちょっと言ったんですけれども、観光地の工夫、研究といいますか、やってみたらどうか。

そういう点でいうと、ポットホールなんか、僕はあそこも、話が飛んでごめんなさいね、あそこもまたちょっと違った意味でのパワースポットになり得るんじゃないかなという気もしているんです。

ちょっとこれは決算に余り関係ないんですけどもね、ちょっと観光地のプレミアムをつ

けるといいますか、ちょっと町のほうでも考えてもらえないかなという願いです。

以上です。

○副議長（浅沼憲春君） ほかにございますか。

5番。

○5番（沖山恵子君） 産業観光課の資料の6-12の大越アロエ園管理業務委託というところで、シルバー人材さんに委託しているようですけれども、アロエ園の反対側のアシタバのところはやっていらっしゃるのか、やっていらっしゃらないのかなというのをお聞きしたいのと、フリージアまつりのときに、あそこでアシタバの摘み取りをするんですけれども、ここ何年かアシタバの生えが悪くて、ことしのフリージアまつりのときにアシタバの摘み取りはできるのかできないのかという話があったのか、ポスターに書いてあったのか、何かで聞いたかと思うんですけれども、この業務委託の内容をどの辺までなのかを教えていただきたいのと、今後なんですけれども、アシタバの農園のほうも、何かできるのであれば少し手を入れたほうが良いと思うんですけれども、どうなんでしょうか。

○副議長（浅沼憲春君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹兼教育課主幹（笹本博仁君） ここで載っているアロエ園につきましては、アロエ園のほうの除草等の委託でございます。そのほかに、ここでちょっと見えづらいんですけれども、アシタバのほうの除草等はやっております。

町の職員もアシタバ自体がちょっと少ないということで、苗を購入しまして、昨年500ぐらい植えたんですけれども、なかなか素人がやったもんですから、ほとんどがだめになってしまったということもあります。アシタバが不足しているというのは認識しておりますので、業者に委託するなり、ちょっとその辺は考えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長（浅沼憲春君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） なければ商工費までの質疑を終結いたします。

続いて、67ページの土木費から75ページの消防費までの質疑をお受けいたします。

ないですか、よろしいですか。

よろしいですか、ございますか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 先に進みます。

消防費までの質疑を終結いたします。

続いて、75ページの教育費から90ページの予備費までの質疑をお受けいたします。

8番。

○8番（山下 巧君） 末吉小学校の廃校利用なんですけれども、これが余り有効に使われていないように思うんですが、今後どのようにされるかお尋ねしたいです。

（「もう終わっちゃったよ」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） 8番議員、すみません、もう終わったところなんです。今やっているのは75ページから90ページの間の。

○8番（山下 巧君） 小学校の管理費の中に……

（「違います」山下（巧）議員「わかりました」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） よろしいですか。

（山下（巧）議員「はい、すみません」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ほかにございますか。

10番。

○10番（奥山幸子君） 給食事業費、81ページなんです。資料9-12を見ますと、今年度の未収額が少なくなっていて、収入歩合も91%から93%になっていますよね。未収金を支払ってもらう努力はどのようにされているか、教えてください。

○副議長（浅沼憲春君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 給食の未収については、件数から見て個別対応ができるような感じなんで個別対応しています。納付の約束をしていただいた方は定期的に納めていただいていますし、そうでない方については、逐次連絡して納めていただいているような形になっております。

これは決算なんでここには載ってはいないんですけれども、今年度は、私どもの職員が各個別に回ったりした努力の成果もありまして、ここで平成11年度から28年度まで、この表の中では未収になっているんですけれども、現在11年、14年、15年、16年、18年、こちらにつきましては全てお支払いをいただいているような形になっています。

○副議長（浅沼憲春君） 10番。

○10番（奥山幸子君） 努力されているのがよくわかりましたので、引き続きよろしく願いします。

○副議長（浅沼憲春君） ほかにございますか。

4番。

○4番（山本忠志君） 前回の定例会の一般質問で、小・中学校のエアコンの設置について質問をいたしました。

課長の答弁では、エアコンの機械だけでなく変電装置の容量が限界に近い状態で、ちょっと設置は難しいと、こういう回答で、なるほど厳しい事情があるんだなと思って、私も何校か見て、確かにキュービクルの収納状況、立派な設置施設の中に収納されているという状況を見て、大変な予算もかかるだろうなとは思っていたんですけども、やっぱり今、全国的に、また全都におきましても、体育館のエアコン設置の運動が進んでおりましてね、体育館までも何が何でも僕は言うわけじゃないですけども、せめてその都の動きに合わせて特別教室の設置については、例えば変電設備を収納する建物を増設するとか、あるいは新しく新設するとかという工事費までも含めた要望を東京都のほうに進めて、何とか特別教室までのエアコン設置は実現させてあげたいなと思うんですけどね。

よその島にも聞いてみました。大島と三宅島では、普通教室、特別教室100%エアコンついているそうです。そちらの2島については災害もあった島ですので、そのために毒ガスを遮断するためにエアコンがどうしても必要という島事情もあったかもしれないんですけども、やっぱりことしのような異常な暑さの中で、授業をする先生たちも子供たちのことを考えると、もうちょっと強く都のほうにお願いというか、要請してもいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、何かその辺で動きがありましたら、ご回答お願いしたいと思うんですが。

○副議長（浅沼憲春君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 補助につきましては、エアコンはその教室の大きさに応じた、そのエアコンを設置する事態、その部分に対してしか補助は出ません。今の要綱の中で。それなんでそれに対しては私どももそれ以上要求はできませんので、今のところそういった補助しかないというところになります。

○副議長（浅沼憲春君） 4番。

○4番（山本忠志君） もうちょっと工事費まで、例えば都内の体育館ですと断熱工事まで予算に入れていいという、要するにエアコンの効果を高めるための断熱工事ですね、熱が逃げない、熱を寄せつけない、そういう工事費まで含めた予算措置を、都としては進める見込みだというふうに聞いているんですけども、それは八丈のキュービクルをおさめる建物の工事費には該当しないということなんですか。

○副議長（浅沼憲春君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 当然東京都の補助は全市町村同じ形になります。全市区町村ですね、全部同じような形なので、そちらで認めていただければ、断熱材が補助いただけるにしたら、私どものほうも当然それはいただけますけれども、ただ今のところ、例えば附帯設備に当たる電気室そのものとか、そういったものについては補助対象外になっております。

○副議長（浅沼憲春君） 4番。

○4番（山本忠志君） 最後にします。

これは、やっぱりもうちょっと強く要望してもいいんじゃないかと思うんですけどもね。多分向こう、都のほうでは、そういう島の諸事情をわからないでいると思いますので、こういう事情でどうしても必要なんだということで、工事費まで含めたエアコン設置ということで、ぜひ、課長のご努力を再度お願いを申し上げます。

すみません、以上です。

○副議長（浅沼憲春君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございますか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、日程第10、認定第4号 平成29年度八丈町一般会計決算認定については、原案どおり認定いたします。

◎認定第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、日程第11、認定第5号 平成29年度八丈町介護保険特別会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(浅沼憲春君) ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。
説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長(奥山 勉君) それでは、書類番号7番の2枚目をお願いいたします。

認定第5号 平成29年度八丈町介護保険特別会計決算認定について。

平成30年12月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度八丈町介護保険特別会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

ということで、すみません、皆様こちらの八丈町特別会計決算書のほう、2ページをお願いいたします。

平成29年度八丈町介護保険特別会計歳入歳出決算。決算額のみ申し上げます。

歳入10億4,403万3,463円、歳出10億503万5,731円、歳入歳出の差引残額3,899万7,732円を翌年度へ繰り越しということでございます。

3ページをお願いいたします。

歳入でございます。こちらのほう、私のほうからは款を中心としまして、右のほうへ行っていただいて収入済額のみを申し上げます。

1款保険料1億9,436万7,800円、現年度分につきましては、平成28年度に引き続き徴収率98%を超えることができました。

2款分担金及び負担金2万4,840円、こちらは青ヶ島村さんからの介護認定に係る事務委託金でございます。1件当たり4,140円ということで、平成29年度は6件ございました。

4款国庫支出金2億4,398万6,098円、5款支払基金交付金2億5,478万6,000円、6款都支出金1億4,156万1,927円。国庫支出金から都支出金までは、それぞれの各負担割合での歳入となります。

8款繰入金1億8,020万5,000円、繰入金につきましては、町の介護給付負担分12.5%のほか、人件費、介護保険のシステムの委託料、認定調査に係る費用が主なものでございます。

9款繰越金2,908万2,538円、10款諸収入1万9,260円、こちらは延滞金1万6,700円と雑入の2,560円となります。

以上、歳入合計、収入済額は10億4,403万3,463円となります。

5ページのほうをお願いいたします。

歳出でございます。こちらのほうも款と支出済額のほうのみを申し上げます。

1 款総務費3,684万8,743円、歳入のほうでも触れましたが、職員の人件費、介護保険システム、認定調査に関する費用が主なものでございます。平成28年度より約1,111万円ほどの増となっておりますが、主な理由としては人件費の増によるものでございます。

2 款保険給付費 8 億8,600万9,327円、介護給付費は年々上昇しておりましたが、平成28年度から前年度より減少傾向にあり、平成29年度は前年よりも約3,300万円の減となりました。内訳としまして、1 項介護サービス等諸費、こちらにつきましては認定者数の減少に伴い給付費が下がったことということでございます。

またその下、2 項の介護予防サービス等諸費につきましては、平成29年度から開始されました6 款1 項にあります、介護予防・日常生活総合事業への移行が主な要因となっております。

項の一番下、6 項特定入所者介護サービス等費は28年度より増加してございます。特定入所者介護サービス費は、ショート・ステイや施設サービス利用の際、居住費や食費の一部を負担するものでございます。

4 款基金積立金974万7,531円、介護給付費の準備基金への積立金になります。平成29年度末での保有額は1,078万7,087円となります。

5 款公債費1,033万3,000円、こちらは平成26年度に東京都より借入れをしました3,100万円の償還金でございまして、平成27年度から3 年間で3 分の1 ずつ返還するものでございますので、27、28、29、今回で終わりとなります。

6 款地域支援事業費4,242万2,275円、平成28年度より約2,057万6,000円の増となっております。地域支援事業費は、主に地域包括支援センターの委託料、また、おむつ代支給などにかかるものでございます。地域包括支援センターの委託料につきましては、人事異動等により平成28年度より約527万円の増となっております。

7 款諸支出金1,967万4,855円、こちらは一般会計への繰出金、国や都への返還金、また、保険料の還付金になります。

以上、歳出合計の支出済額は10億503万5,731円、歳入歳出差引残額は3,899万7,732円ということで、翌年度に繰り越しとなります。

以上で説明を終わります。

○副議長（浅沼憲春君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は、資料のページ、科目などを必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山幸子君） 今の資料の6ページの真ん中辺ですけれども、上のほう、公債費で償還金が今年度で終わりということですのでけれども、それは本当によかったんですけれども、今後、28年度から給付費も減っているということなので、今後こういうふうに都から借りなくちゃいけないような事態を考えなくていいんでしょうか。

○副議長（浅沼憲春君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 今のところは給付費が下がっているという状況ではございますけれども、今後、団塊の世代といいますか、認定者数が増になっていくんではないかという見込みもございますので、また、この26年度に借り入れしたときも、急激に何か給付費が伸びたという経緯があるようなので、ちょっとそういったことも頭には置いておく必要があるのかなと考えてございます。

○副議長（浅沼憲春君） 10番。

○10番（奥山幸子君） 5ページの介護認定についてなんですけれども、以前私、介護認定が軽くなっちゃって、車椅子が借りられなくなったという話をしたんですけれども、それより以前の問題で、介護認定そのものの問題なんですけれども、この審査員というのは何名で構成されて、どのような方がかかわっているんでしょうか。

○副議長（浅沼憲春君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 一つの合議体で5名の方に審査の委員のほうをお願いしてございます。八丈町には一応3つの合議体がございます、その中で順番に回してございます。

○10番（奥山幸子君） どういう構成員なんですか。医者とか、ケアマネとか、その構成員は。

○副議長（浅沼憲春君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） すみません。まずは医師の方、ドクターがいらっしゃいます。また、看護師の経験者の方もいらっしゃいますし、あとはケアマネさんですね、今おっしゃられました。そういった方々。あとは福祉施設での臨時ではあるんですが、そういったところに臨時で職員としてお勤めになっている方もいらっしゃると。そこはすみません、ちょっと今言い方が悪かったです。福祉施設ではなくて、すみません、今のは私の間違いでございます。あくまでも医師と看護師の経験者、あとはそういったケアマネさんの方ということでございます。

○副議長（浅沼憲春君） 10番。

○10番（奥山幸子君） その方々は皆さん島の方でしょうか。在住の方ですか。

○副議長（浅沼憲春君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 一応、ドクターとかそういった方々は島外の方でいらっしゃいます。また、すみません、今言い忘れましたけれども、島しょ保健所の副所長さんも先生でいらっしゃいますので、お願いをしているところでございます。

○副議長（浅沼憲春君） 10番。

○10番（奥山幸子君） なぜこういうのを聞いたかという、最近、介護認定をされるときに、その審査の方々が前にいるとしっかりしちゃうっておっしゃるんですよ、その家庭の方が。一緒に同行している家庭の方が、いつもはこうじゃないのにその場にいますとしっかりしちゃう。ということは介護認定が軽くなって、結局3ぐらいもらえたら2しかもらえないので、こちらのケア、お世話がすごく大変になったという話を何件か聞いているんですね。

だから、そのご家族のお話は尊重されているのかなと思うんですよ。それは結構国の全体の情報としてもあるんですよ。だから、もうちょっとご家族の意向を取り入れるというか、尊重するような形にできないもんかなと、すごく思うんですけども、その辺どのようにお考えですか。

○副議長（浅沼憲春君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 今いただいたお話ですね、まず今最初におっしゃられたことは調査の段階、認定審査会に入る前の調査の段階のお話だと思いますけれども、そこには確かにご本人とご家族の方がいらっしゃって、そこに例えばうちの高齢福祉係の調査員とか、そちらにお伺いをして、いろんなご意見を聞いた中でまずは調査のチェックをつけていきます。

そうした中で、今のところは私どものほうに入っているところでは、そこまでの苦情はないんですけども、ご家族のご意見も反映させるということは非常に大切なことだと思っておりますので、その辺については今後も気をつけてやっていきたいと。

ただ、認定審査会での判定の段階、これは全国一律のものでございますので、その辺については、まず変わりはないと思うので、まずできることといえば、うちの調査員を研修等重ねて、もっと、もしかしたらどこか足りないところがあるのかもしれないので、そういったところも今後勉強していきたいと考えてございます。

○副議長（浅沼憲春君） 次にございますか、ほかに。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 大丈夫ですか、質問ないようでしたら質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、日程第11、認定第5号 平成29年度八丈町介護保険特別会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

◎認定第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、日程第12、認定第6号 平成29年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、朗読は省略し、本件の説明に入ります。

説明、住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 書類番号の7、介護の次になります。

認定第6号 平成29年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定について。

平成30年12月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

先ほど介護同様の特別会計決算書、この黄色い紙の次になります。34ページをお願いいたします。

決算額のみ申し上げます。

下の段です。1億9,544万2,236円、歳出1億9,392万3,517円、歳入歳出差引残額151万

8,719円、翌年度へ繰り越します。

35ページ、次のページをお願いいたします。

まず歳入のほうから、介護同様、款と収入済額を中心にご説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料6,504万3,700円、こちらは前年度と比較いたしまして、保険料は231万1,000円の増となっております。被保険者数のほうは減少しておりますが、この被保険者の所得の変更などが主たる要因と考えてございます。また、徴収率、現年分におきましては99.39%ということで、マイナスの0.02ポイントとやや下がっております。また、29年度、不納欠損ございましたけれども、こちら5名、8万1,600円を不納欠損してございます。まず、生活困窮者の方が3名、また所在不明が1名、あと亡くなられた方が1名と、こちら債権管理に従いまして不納欠損をしてございますのでよろしくをお願いいたします。

2 款飛ばしまして、3 款繰入金、一般会計からの繰入金で1億2,343万4,815円、対前年比465万2,000円の増。こちらは規定によりまして、区市町村の負担金としまして、職員の給与、また、事務費と療養給付費の負担金、また、低所得者対策の保険基盤安定分などが一般会計から繰り入れされてございます。

次に、4 款繰越金31万8,131円、こちらは前年度の繰越金となっております。

5 款諸収入664万5,590円、こちら75万1,000円ほどの減額ということになっております。こちら広域連合からの収入分でございます。

続きまして、下の36ページになりますが、歳入合計1億9,544万2,236円の収入となりました。

次に、37ページをお願いいたします。歳出です。

1 款総務費657万9,747円、こちら27万6,000円の減と、主に職員の人件費等が減額となっております。

続きまして、2 款保険給付費490万、こちらは55万円の減と、こちら当年度の葬祭費の支出する分で、歳入の受託事業の収入と関連してございます。

3 款広域連合納付金1億7,914万5,755円、こちらは539万4,000円ほどの増と、こちら制度の運営等を東京都62区市町村全て組織しています広域連合への負担金となっております。

4 款保健事業費197万7,084円、こちらはほぼ同額ですが、特定健診の費用で221名が受診してございます。

5 款諸支出金132万931円、こちらは90万8,000円ほどの減額となっております。一般会計への繰出金が主な支出となっております。

予備費を飛ばしまして、歳出合計 1 億9,392万3,517円、歳入歳出差引残額151万8,719円を平成30年度の会計へ繰り越しました。

以上が説明でございます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（浅沼憲春君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は、資料のページ、科目などを必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、日程第12、認定第6号 平成29年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

◎認定第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、日程第13、認定第7号 平成29年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 後期の次になります。

認定第7号 平成29年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定について。

平成30年12月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度八丈町国民健康保険特別会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

それではピンクの紙の次になります。52ページをお願いいたします。

こちらにも決算額のみ申し上げます。

歳入14億4,714万5,506円、歳出14億4,714万5,506円、歳入歳出差引残額なしということですので。

53ページをお願いいたします。まず、歳入となります。

歳入の1番目ですが、1款国民健康保険税2億3,760万355円、こちら前年度と比較いたしまして2,167万1,000円ほどの減額となっております。要因の一つとして被保険者の減少がございます。対前年比で申し上げますと218名ほど減っております。また、徴収率ですが、現年分で93.2%と0.2ポイントの増となっております。また、不納欠損に関しましては393万1,800円を不納欠損しております。

次に、1つ飛ばしまして、3款国庫支出金3億1,343万6,348円、前年度と比べまして、こちら3,186万9,000円ほどの増となっております。主な増要因ですが、こちらは療養給付費の負担金等の増が挙げられます。歳出のほうの保険給付費と関連してございまして、こちら増額となっております。

続いて、4款療養給付費等交付金384万3,734円、こちらは前年度と比べまして626万8,000円ほどの減となっております。診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

5款前期高齢者交付金2億9,738万6,371円、こちらは前年度と比べまして1,512万1,000円の増、国保連合会からの前期高齢者、こちらは65歳から74歳までを指すんですけれども、こちらの加入率が高い保険者に交付されるものでございます。

続きまして、6款の都支出金1億1,894万7,551円、こちらは2,686万5,000円ほどの減と、財政調整の交付金が減額となっております。

続きまして、54ページになりますが、7款の共同事業交付金3億1,497万8,955円、こちらは3,151万5,000円ほどの増となっております。こちらは高額療養費や保険財政安定化の2事業で、こちら区市町村で助け合う再保険制度のようなものの制度の事業でございます。

続きまして、1つ飛ばしまして、9款の一般会計からの繰入金で1億5,336万5,592円、こちらは前年比で1億2,362万1,000円の減と、内訳といたしましては法定外の繰り入れ、いわゆる赤字分、こちらが6,305万5,000円ほどの減額ということになってございます。また、先ほど一般会計、主幹よりもご説明ありましたように、対前年比でいきますと、1億2,626万

2,000円ほどの減額となっております。

1つ飛ばしまして、11款の諸収入758万6,600円、こちらは第三者納付金、また、保険税の延滞金等の収入となっております。

一番下になりますが、歳入合計14億4,714万5,506円の収入でございました。

続きまして、55ページをお願いいたします。

1款総務費4,992万2,566円、こちら前年度と比較いたしまして1,858万7,000円ほどの増となっております、こちらは主に国保の運営協議会や職員の人件費等でございます。

2款保険給付費8億18万9,289円、医療費の支払い分でございますが、こちらは前年度と比較しまして4,180万8,000円ほどの増となっております。医療費につきましては、被保険者の減少が、先ほど申し上げましたとおりでございますが、医療費の単価が増額してございます。平成29年度八丈町の平均医療費ですが、31万7,000円と、対前年で申し上げますと、3万6,000円ほどの増額と、これはお1人当たりですね、というふうな状況になってございます。参考までに、都内の平均でいきますと31万、また、全国平均では34万という状況になってございます。

3款後期高齢者支援金1億6,017万3,099円、前年度と比較いたしまして776万2,000円ほどの減となっております。

また、4款前期高齢者の納付金ですが、61万5,616円、こちらは50万円ほどの増となっております。

56ページ、5款老人保健拠出金ですが、4,070円と、こちら制度なくなっておりますけれども、適用となる支払いがまだ残っているものでございます。

続きまして、6款の介護納付金7,171万8,283円、こちらは296万6,000円ほどの減ということになってございます。

7款の共同事業拠出金ですが3億3,558万3,862円、こちらは2,296万7,000円ほど減額となっております、先ほど歳入の共同事業の交付金と関連してございます。

8款の保健事業費、特定健診の経費でございますが、643万5,795円、こちらは対前年で同額ですが、受診者のほうが596名の受診という結果になってございます。

2つ項目を飛ばしまして、11款の諸支出金で902万7,986円、こちらは182万円の減ですが、こちら病院への繰出金、また、28年度の負担金等の額の確定などに伴う返還金ということになってございます。

次の57ページ、予備費の次の、最後になりますが、13款前年度繰上充用金でございます。

こちら28年度の国保会計に充用させていただいた金額、こちらが1,347万4,936円と、前年度と比較しまして1億3,471万4,000円の減額ということになりました。

歳出合計で14億4,714万5,506円、歳入から歳出を差し引きまして残額なしという決算となりました。

以上が29年度の国保会計の決算状況の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○副議長（浅沼憲春君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は、資料のページ、科目などを必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、日程第13、認定第7号 平成29年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

◎認定第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、日程第14、認定第8号 平成29年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） それでは、国保の次になります。

認定第8号 平成29年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計決算認定について。

平成30年12月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

それでは、同じ決算書の緑の紙の次になります。84ページをお願いいたします。

こちらにも決算額のみ申し上げます。

歳入5,505万8,495円、歳出5,267万8,914円、歳入歳出差引残額237万9,581円を翌年度へ繰り越す。

次のページをお願いいたします。85ページ。

まず、歳入となります。

1款分担金及び負担金147万3,715円、こちら29万円ほどの対前年で減額ということになってございます。こちらは業務用の浄化槽を設置する場合の浄化槽設置の負担する10%分ということになってございます。

2款使用料790万2,800円、110万1,000円ほどの増ということで、こちらは平成24年度から設置した浄化槽基数の積み上げに伴う増となっております。内訳といたしましては、法定検査、清掃、また、保守管理の経費分ということになってございます。

3款国庫支出金2,220万3,000円、こちらは増減なし。国からの交付金でございます。

4款都支出金189万7,000円、こちらは設置基数の減により138万1,000円ほどの減額ということになってございます。

5款繰入金1,143万8,000円、こちらは対前年602万円の減ということになってございまして、内容は地方債の償還や職員の給与費などを繰り入れるものでございます。

6款の繰越金172万8,372円、こちらは対前年103万2,000円の増となっております。

下の86ページのほうで、7款諸収入101万5,608円、こちらは今はないんですけれども、工事費の基準額を超えた分の増嵩経費の分の収入となっております。

8款町債740万円、こちらは570万円の減、下水道の事業債ということになってございまして、28年分の設置基数によります。

歳入合計で5,505万8,495円となりました。

続きまして、次の87ページをお願いいたします。

歳出になります。

1 款総務費で1,536万681円、こちらは主に職員の人件費、また、起債償還のための積立金になります。

2 款施設管理費1,184万2,902円、こちら対前年で364万1,000円ほどの増と、町の浄化槽の管理費用で、保守点検や清掃の委託費となっております。

3 款施設整備費2,461万4,560円、こちら1,467万8,000円ほどの減と、こちらは設置基数の減に伴います減額分となっております。

4 款公債費86万771円、こちらは7万1,000円ほどの増となっております、平成24年度から28年度までに借り入れをした地方債の利子分でございます。

5 款の予備費は飛ばしまして、歳出合計5,267万8,914円、歳入歳出差引残額237万9,581円を平成30年度の会計へ繰り越しました。

以上が浄化槽の特別会計の決算説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○副議長（浅沼憲春君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は、資料のページ、科目などを必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、日程第14、認定第8号 平成29年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、日程第15、報告第3号 平成29年度八丈町一般会計継続費

精算報告についてを上程いたします。

説明、企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（佐藤真一君） 書類番号8番をお願いいたします。

報告第3号 平成29年度八丈町一般会計継続費精算報告について。

平成30年12月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

ということで、見開いていただいて3番目になります。

平成29年度八丈町一般会計継続費精算報告についてでございます。

一番左側のほう、1つ目は大賀郷小学校プール改築事業、2カ年事業でございました。真ん中の実績欄、一番左側の支出済額を申し上げます。28年度の支出済額は7,440万円、29年度の支出額は7,021万2,000円、計1億4,461万2,000円でございます。平成29年度の12月議会におきまして、継続費補正で申し上げます数値と、28、29年度とも同額でございます。

その下、2つ目、三根公民館建設事業となります。こちらも2カ年事業でございました。同じく支出済額だけ申し上げます。28年度1億4,400万円、29年度3億5,931万3,480円、計5億331万3,480円、こちらは平成30年3月1日の議会におきまして、継続費補正ということで、こちらは議会のおときには1,000円単位でございますので、28年度は同額ですが、29年度は3億5,931万4,000円ということで計上させていただいております。

以上で報告を終わります。よろしく申し上げます。

○副議長（浅沼憲春君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 質疑を終結いたします。

以上で、日程第15、報告第3号 平成29年度八丈町一般会計継続費精算報告についてを終わります。

2時25分まで休憩いたします。

（午後 2時10分）

○副議長（浅沼憲春君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 2時25分）

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、日程第16、報告第4号 平成30年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成29年度分）についてを上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 報告第4号 平成30年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（平成29年度分）について。

平成30年12月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、別紙のとおり報告します。

ということで、1ページをお願いいたします。

本件は、毎年度実施しているところになりますけれども、今年度新しく議員になられた方もおりますので、まず、本書の構成についてご説明させていただきたいと思っております。

この1ページになりますが、第1の部分、こちらでは当報告書の位置づけとして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育委員会は教育行政事務の管理及び執行の状況について点検評価を行い、その結果を報告書にまとめ議会に提出することを明記しております。

同ページ、この第2の部分になりますけれども、本報告書を議会に提出するとともに、町民への公表義務、また、外部評価委員への位置づけについて明記しております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

こちら第3になりますけれども、教育委員会の組織、定例会を初め、教育委員会の平成29年度内における活動を明記しております。

3ページをお願いいたします。

続きまして、第4になりますけれども、八丈町教育委員会の教育目標、基本方針及び基本方針に基づく平成29年度の主要施策では、表題のとおり、教育目標と4つの基本方針を挙げ、基本方針1では4項目、基本方針2では9項目、基本方針3では8項目、基本方針4では6項目、それぞれの基本方針における施策を挙げております。

6ページをお願いいたします。

こちら第5の部分になりますけれども、こちらでは第4で掲げた基本方針の各項目に対する評価として、施策の取り組み状況、実績、成果、また、課題、今後の方向性について明記

しております。

以降が、評価の説明になりますが、項目が多岐にわたりますので、31ページ、後ろのほうになりますけれども、こちら外部評価委員からの意見で触れられている部分、その中でも平成29年度におきましては、小中一貫教育が準備期間であったこと、公民館は建設までが完了、歴史民俗資料館は一時移転先が決定、いずれの事業も運用開始が今年度であったことから、該当項目を除き説明させていただきます。

戻りまして、9ページをお願いいたします。

こちらの基本方針の2の(1)子どもたちがみずから学ぶ意欲を持ち、社会の変化に主体的に対応できるようにすることにつきましては、次ページの中段になりますが、成果として、研究奨励校、教育研究指定校ともに、児童・生徒の主体的な取り組みの向上を研究主題としたものであった。これらは、八丈島内の学校においては、自己肯定感が低い状況が見られるとの判断によるものである。特別活動を通じて、議題提案をみずから行い、発表を行う場をつくり上げたことで、自己肯定感向上に向けた積極的な研究を行うことができたと思われる。

課題、今後の方向性では、与えられたことはできるが自由度がない、自分の考えを言えない、自己肯定感が低いといった、自らが自主的に取り組む姿勢が弱い傾向がある。学校を離れたときに公の場でも同じように意見を言えるようになるかどうか重要であるとしております。

続きまして、八丈方言の伝承につきましては、学校教育面では16ページの中段より下の基本方針2の(8)と飛びまして、生涯学習面では24ページ、中段、基本方針3の(7)になります。

この2カ所になりますけれども、学校教育面では、成果として、学校教育の中に八丈方言の学習を位置づけ実施していることで、身近に八丈方言に触れる機会がふえていることを記載。

課題、今後の方向性では、青少年世代ではほとんど島ことばが話されなくなっている現在、島ことばを話せる方の力を生かし、方言に接する機会をふやすために学校教育の中で取り組んでいる。ふだんの生活の中で、自然と話すことができるようになることを期待するとしており、生涯学習面での成果として、今年度、日本の危機言語方言サミットへ参加し、八丈方言についての意見発表等を行い、多くの方々と意見交換ができた。

島ことばカルタ大会を実施し、方言を交えた他世代との交流を行うことにより、充実した大会となった。また、八丈方言講座では方言をより深く知るきっかけとなった。さらには、

当事業実施で、島ことばを知り、伝える活動を行うことができたことが記載されております。

課題、今後の方向性では、島ことばを知り、伝える活動を推進するために、八丈方言講座、島ことばカルタ大会を継続して実施する。島ことばカルタ大会に関しては、特に高齢者と他世代間の交流の場として積極的に活用する。今後は、若い世代にどのように伝えていくかを中心に考え、学校教育とも連携しながら継承活動を行う。

危機言語方言サミットについては、八丈方言だけではなく、日本の危機言語の保存・伝承活動を学びながら継承活動に生かしていく。

さらに、八丈方言の研究者と協力しながら、研究成果を島民に還元できるように取り組むことを記載しております。

続いて、25ページをお願いいたします。

基本方針3の主要施策（8）スポーツ関係についてですが、次ページになりますが、成果では、富士ゲートボール場の利用者が大きく増加している。南原スポーツ公園、特に野球場は合宿誘致の実現により、島外者の利用の割合が大きくなっていると記載しております。

課題、今後の方向性では、既存の各施設の利用促進と維持管理を進めていく。また、ジュニア世代からシニア世代まで、さまざまな年齢層の方がさまざまなスポーツを行いやすい環境づくりを進めることで、島内全体のスポーツ人口をふやすことが課題である。さらには合宿誘致による島外の利用者の増加を図っていくことも課題と言えらしてしております。

続きまして、29ページをお願いいたします。

中段より下のところになりますが、基本方針4の（6）島外生徒受け入れ事業につきましては、成果で、本年度より島外生徒の受け入れ事業を開始し、都立八丈高等学校に島外の生徒が来たことにより、新たな人間関係の構築の学びや高校の活性化につながっている。

課題、今後の方向性では、島外生徒受け入れについては、幅広く受け入れ先を募集しているが、手を挙げていただけないことが最大の課題であるが、島外留学を希望する生徒は多いので、引き続き募集に力を入れることが必要であることを記載しております。

以上で説明を終わります。

○副議長（浅沼憲春君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

5番。

○5番（沖山恵子君） すみません、9ページにSNSの八丈ルールについては、まだ地域住民への周知が甘いとあるんですけれども、このSNS八丈ルールというのは、どのようなも

のでしょうか。

○副議長（浅沼憲春君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） こちらは、学校関係者とか私どものほうでいろいろと協議しまして、SNSルールというのは、その使い方とか、そういったものを決めたものです。こちらのほうは、八丈町のホームページに掲載して周知に努めております。

○副議長（浅沼憲春君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 質疑を終結いたします。

以上で、日程第16、報告第4号 平成30年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成29年度分）についてを終わります。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、日程第17、発議第2号 都立八丈高校全日制の学級減と教員削減の中止を求める意見書を上程いたします。

提出者、10番、奥山幸子さん、ご登壇願います。

（10番 奥山幸子君 登壇）

○10番（奥山幸子君） 発議第2号 都立八丈高校全日制の学級減と教員削減の中止を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

平成30年12月7日、提出者、八丈町議会議員、奥山幸子。

賛成者、八丈町議会議員、宮崎陽子、八丈町議会議員、浅沼隆章、八丈町議会議員、菊池良、八丈町議会議員、小川 一、八丈町議会議員、山下 巧、八丈町議会議員、岩崎由美、八丈町議会議員、廣江 才、八丈町議会議員、浅沼憲春。

八丈町議会議長、奥山博文殿。

説明。標記の件に関して、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものである。

都立八丈高校全日制の学級減と教員削減の中止を求める意見書。

本年10月11日、東京都教育委員会は「平成31年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について」の中で、都立八丈高校普通科の学級数を3学級から2学級に、募集人員

を120人から80人に削減することを公表しました。これに伴い、教員の数も今後、削減される可能性があります。

今回のような突然で急激な変更は、次の3点で教育環境に多大な影響を及ぼすものと考えられます。

1、八丈高校の生徒は学力に差が大きく、習熟度別に丁寧に対応していく必要があります、これまで3クラス分けによって適切に学習を進めてきた経緯があります。2クラスになり教員が減ってしまうことで、こうした個別指導を含めたきめ細かな指導が困難になり教育の質の低下が懸念されます。

2、八丈高校の生徒の進路は、就職、進学（専門学校、短大、大学）ときわめて多様です。教員が減ることで、さまざまな進路希望に対して十分な指導と対応ができなくなると考えられます。

3、さまざまな部活動で遠征する際には教員が引率していますが、教員が減少すると引率の割り振りが難しくなるとともに、教員への負担が増加し、自由な部活動が制限されます。

八丈高校の学級減と教員削減は、進行している八丈町の人口減少や経済の衰退を容認するような施策であり、八丈町議会として到底受け入れられるものではありません。

八丈町議会は、東京都教育委員会に対し、今回の決定を中止し、都立八丈高校の現状を維持するよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月10日、八丈町議会議長、奥山博文。

東京都教育委員会殿。

○副議長（浅沼憲春君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

4番。

（4番 山本忠志君 登壇）

○4番（山本忠志君） ただいまの意見書に対して反対の立場から討論をさせていただきます。

正確に言いますと、反対というよりも、一部賛成いたしかねる部分がございます、せつ

かくの機会ですので考えを述べさせていただきたいと思います。

現在の八丈町の保育園の園児、小学校児童、中学校の生徒の数の現状から照らしまして、今後、都立八丈高等学校全日制普通科、入学希望者が2学級、つまり80名を超えることは考えにくい。公立学校の学級編制基準に照らして、この3学級を2学級に削減するというのは、これはやむを得ない時代の流れ、人数の変化に伴うやむを得ない措置ではないかなど。むしろ、今まで東京都教育委員会のほうで、多分、都立八丈高校のほうで学級編制の弾力化ということで申請を出していたと思うんですけども、その申請に対する都の温かい配慮に感謝すべきであって、この一定期間を経過した今、このタイミングで今回の3学級から2学級へという削減の決定は仕方のないものじゃないかなというふうに考え、これが反対する理由の1点目でございます。

それから、意見書の内容でございますが、大きく3点書いてありますね。学習指導の質の低下、進路指導の後退、特別活動の制限と、そのほかにも僕は教職員の数が減ることによる弊害というのは、教育の後退というのはあろうかと思うんですけども、これについては、当然考えられる影響として心配はしているところで、大変残念なことではございます。

がしかし、この当議会として、学級減というところがちょっと僕はやっぱりひっかかる気がいたします。これについては、やはり公立学校の学級編制基準という大きな法の定めがあるわけございまして、それを無視といいますか、その定めに異を唱えて学級減に反対することには、ちょっと僕はそこまでのそういうやり方というのは、正しいやり方ではないんじゃないかなというふうに私は思いますね。これが2点目の反対理由です。

最後3点目でございますけれども、これはやっぱり教職員の数の算定基準になるのは学級数なわけでした、その学級数は減っても、減ると教員の数が減ることは間違いないわけですけども、その学級が減っても何とかして教職員の数を維持するための方法というのは、こういう学級減を中止するお願いを出すんじゃないかと、むしろ都立八丈高校の校長先生の学校経営方針の中に、特色ある教育活動を進めるために、どうしても教員の特別加配が必要だと、であるがゆえに現在の教職員の維持を要望するというふうな、そういうふうな形での正規の手順を踏むべきであるべきじゃないかなというふうに思います。

学習指導、進路指導、特別活動あるいは地域連携の教育ですとか、あるいはまた、特別支援教育の推進、最近では発達障害という今まで余り話題にならなかった障害のある子供たちもクローズアップされているわけでございます。

当議会としては、八丈高校の校長先生初めとした高等学校側の主体性を尊重すべきであっ

て、その内容を吟味、確認してから、教職員の特別加配の要請というふうな意見書を出しても遅くはないんじゃないかなという、以上3点の理由から、この意見書には賛成いたしかねるということでございます。

以上でございます。

○副議長（浅沼憲春君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

3番。

賛成の方、反対ですか、どちらですか。

よろしいですか。特にございませんか。なければ、ほかに討論はありませんか。

（「反対の討論が終わったんで、次賛成の方がしないと反対がないはずなんで、ちょっともしやるなら調べさせていただきます」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ちょっと休憩します。そのままお待ちください。

（午後 2時47分）

○副議長（浅沼憲春君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 2時50分）

○副議長（浅沼憲春君） 3番。

（3番 山下則子君 登壇）

○3番（山下則子君） すみません、反対とか賛成とかというところがちょっと自分ではよくわからないので、私の心情を述べさせていただきたいと思います。

（「討論は賛成、反対をきちんと述べて、そっちの意見を述べないと討論にはならないです」の声あり）

○3番（山下則子君） では、賛成ということで。

（「そうすると、もう一回戻って、もう一回してください。今反対の討論が許可されて呼ばれましたんで」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） もう一度、一回戻ってください。すみません。

では、本案に賛成の方の発言を許します。

3番。

（3番 山下則子君 登壇）

○3番（山下則子君） 今回の学級減という面で、教育的な内容というんですか、忠志議員が言われたような細かいところまではよくわかりません。ただ、私の心情として、先生の数が減るといふ、その学級減で先生の数が減るといふのであれば、学級減もなしで、そのままの状態にさせていただきたいという意見でございます。

私の心情としては、うちの三男が障害者で、知的障害で当然のように三根小学校ひまわり学級、大賀郷中学校桃組と進んでまいりました。今、現在彼は34歳ですけれども、中学に入って、当然のことながら進路という問題にぶつかりました。それは約20年ぐらい前なんです。そのときに、その当時の状況としてはちょんこめ作業所に行くか、または内地のほうの青鳥養護学校に行くか、2つの選択肢しかなかったわけでございます。

そのときに、やはり物理的にも経済的にも青鳥養護に行くのであれば、1週間に1回生徒を引き取りに行かなくてはならない。また、1週間に1回無理でも、最低でも2週間に1回内地に行って子供を引き取ってこなくてはならない。また、月曜日に連れていくという、そういうことをお聞きしまして、とても八丈においてそういうことはうちでは無理だと思っておりました。

そのときに、学校の先生初め、ちょんこめ関係の方、また、島民の方の応援を得て、都の教育委員会に何とか分校を欲しいけれども、青鳥養護の分校として成り立たないのであれば、特別な配慮を願いたいということをお願いをしたところ、八丈高校にI組という学級ができるということになったんですね。

本当に15歳から17歳、18歳って一般のお子さんでも一番の成長期といいますか、青年に変わっていく時期でありますし、本当に我が子もそういう中で、そういう一般のお子さんと一緒に成長できたらいいなと思って、本当にうれしく思いました。また、I組に行ったときも、うちの子ともう1人女子の生徒がいたわけですけれども、男の先生、女性の先生、2人ついていただいて、女性の先生は講師でしたけれども、やはりうちの子は単語で物を言うというか、2語分まで、何々来たというところまではなかなか言い切れず、また、新しい方に対して自分がトイレに行きたい意思表示もなかなかできないという中で、最初は担任の先生もご苦労されたと思います。

そういう面からしても、いろんな子供たちの対応をする、離島としての八丈高校のあり方というのをやはり考えていただきたい。先生の、教員を減らすという方向ではなくて、むしろ先生を増員するような配慮ができないものかなと考えております。

また、八丈高校は、本当に進学なさる方から、また、ぎりぎりですと言ったら変ですけど

も、ちょっと一般学級かどうしようかという人まで、本当に受け入れてくれる地域の学校だと思っています。なので、やはり八丈高校の先生が減るということは、八丈島の子供たちの未来の幅を狭くしてしまうというふうに思うんですね。ですので、うまくはしゃべれないですけれども、やはり学級数も先生の数も、先生の数はもっとふやしていただきたいぐらいの思いでおりますので、はい、そういう意見です。

以上です。

○副議長（浅沼憲春君） 本案に反対の方の発言を許します。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

いらっしゃいませんか。

9番。

（9番 岩崎由美君 登壇）

○9番（岩崎由美君） この意見書が出て、教育長のお話も聞きました。それから八高に行つて、今の八高の現状がどうなのかというお話も伺いました。

それで、意見書の中で確かにあるように、これは東京都が決めたことだと。十分に物理的にはその人数で、クラスの数で対応ができるかもしれない。しかし、やはり本土の子供たちと八丈にいる子供たちの置かれた状況は違う。1つのクラスでいかに多様性に対応していくかというのは、非常に難しい問題だと思います。余り選択肢のない中で十分な教育を得るためには、やはり先生の数、プラスの数必要だと思います。

そして今、山下則子さんがおっしゃったように、特別な教育を必要とする子供たちが結構ふえている。そして、世田谷の青鳥という学校か八王子のほうの学校に今のところ行かなければいけない。

しかし、きのうすばらしいコンサートがありました。その中で、町長もおっしゃっていたように、人口施策、増加施策が必要な中で、やはり教育というのは八丈島にとって非常に大切だと思います。

それともう1個、青鳥学園の人が八丈島に視察に来たそうです。そして、この学校、例えば八高にそういう教育の仕組みがあり、東京だと障害のある子供たちは特別な学校に行つても、なかなか仕事を探すことはできない。ですが八丈の場合は、ちょんこめとかフェニックスとかで、皆さんお仕事をしています。生き生きと暮らしている。

私はそういう子供たちが生き生きと暮らしていくことは、やはりこの島の大人たちというか、私たちの責務ではないかと、そういう弱い立場、その強さ弱さを比較はできませんけれども、生き生きと暮らせる環境というのは非常に大切ではないかと、そういう立場から、この意見書には賛成させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（浅沼憲春君） ほかに討論はありませんか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は起立により行います。

本件の原案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（浅沼憲春君） 起立多数です。

お座りください。

よって、日程第17、発議第2号 都立八丈高校全日制の学級減と教員削減の中止を求める意見書は、原案どおり可決いたしました。

◎議員の派遣承認について

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、日程第18、承認第15号 議員の派遣承認についてを議題とさせていただきます。

お手元に配付しております議員派遣承認要求書は、会議規則第126条の規定により議決を求めるものであります。

これより休憩いたします。

（午後 3時02分）

○副議長（浅沼憲春君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 3時04分）

○副議長（浅沼憲春君） 日程第18、承認第15号 フリージアまつり表敬訪問については、4番、山本忠志君、10番、奥山幸子君、議長、奥山博文君の3名を派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(浅沼憲春君) ご異議ないものと認め、ただいまのとおり承認いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○副議長(浅沼憲春君) 続いて、日程第19、議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件は、お手元に配付のとおり、議会運営委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものといいたしたいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(浅沼憲春君) ご異議ないものと認め、日程第19、議会運営委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものと決定いたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○副議長(浅沼憲春君) 以上をもちまして、本定例会に付議された議案は全て終了いたしました。

よって、平成30年第四回八丈町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時05分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年12月10日

副 議 長 浅 沼 憲 春

署 名 議 員 冲 山 恵 子

署 名 議 員 菊 池 良